まぜると世界が変わる

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城 2015-2016

障害者の芸術活動
支援モデル事業@宮城

障害のある人の表現活動を支えるためには、どのような支援が必要でしょうか。わたしたちはモデル事業を実施し、そのノウハウを積み上げ、全国に普及していくことを目的とした活動を行っています。障害者の芸術活動に関するさまざまな相談をうける障害者芸術活動支援センターの設置をはじめ、著作権保護や芸術活動支援に関する研修、作品の調査・発掘、評価・発信にかかる取り組み、また自治体や各種関係機関とのネットワークづくりなど、2015（平成27）年度は多様な実践が全国7カ所で実施されています。宮城県もその1カ所として採択され、特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン（東北/東京）がこの活動を推進しています。

まぜると世界か変わる
障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城
2015-2016

04 …… 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城について

08 …… chapter 01 まちにアートがまざり、何が起こったか。
アートが石巻を変えた108日の記録

28 …… chapter 02 はい、こちらSOUP相談室。
相談支援研究会報告＆相談支援事例紹介

44 …… chapter 03 創造する力をつくる、SOUPの研修。
著作権研修＆ステップアップ研修

68 …… 巻末付録
SOUPの情報発信、宮城のアーティスト紹介、
SOUP2015年度活動実績

88 …… 協力委員、講師/ファシリテーター、東北・東京事務局スタッフ一覧

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城について

実施地域の現状と課題

宮城県は政令指定都市仙台を抱えた、人口約232万人が暮らす東北の中心地です。美術や音楽、演劇など、さまざまな芸術文化活動が精力的に行われていますが、一方で障害者の芸術活動の充実度には差があるということが本モデル事業の協力委員会で確認されました。2014（平成26）年度に本モデル事業により設置した“障害者芸術活動支援センター”が窓口となり、参加型展示会の実施などにより、相談支援やつながりづくり、機運醸成といった支援を行った結果、緩やかなネットワークが形成されつつあります。今後の課題としては、中間支援組織が、これらのネットワークをしっかりとつなぐハブ的役割を果たしつつ、相互の交流を支援すること、これらのネットワークを活用して、地域に眠る障害者芸術作品や制作する障害者を調査・発掘して活躍の場へとつなげるサイクルを、宮城・東北に根づかせることがあげられます。

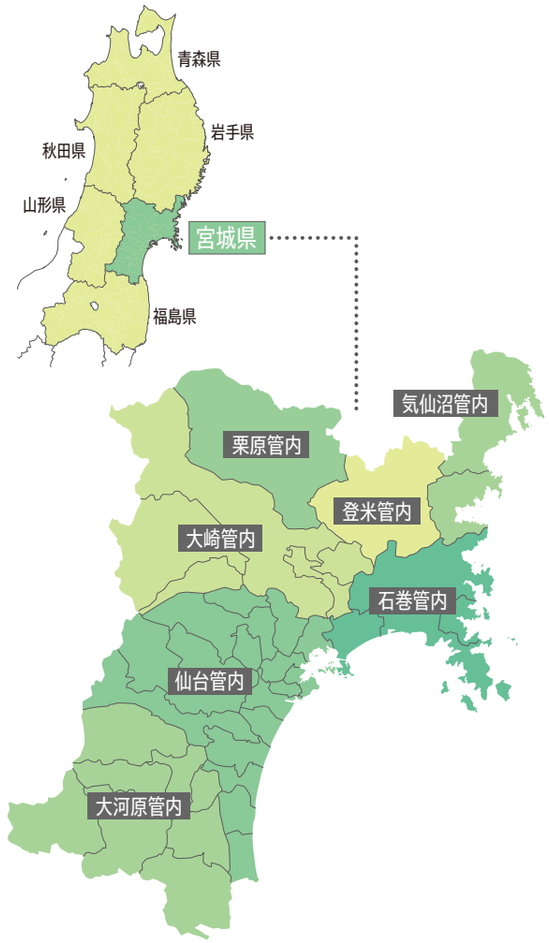

わたしたちの理念
― 障害（バリア）から価値（バリュー）へ ―

障害者芸術活動支援センター@宮城は、障害のある人が自由に表現し、芸術文化にアクセスすることを支援しています。またこのセンターは、障害のある人による芸術活動を通して、障害のある人への社会的なイメージを変えること、これを支える人材を育成すること、真に豊かな地域をつくることに貢献します。さらに東北全体の障害者芸術をけん引する役割を果たすことをめざしています。

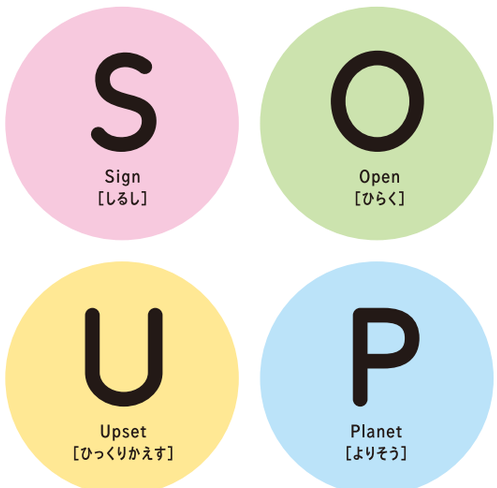

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城の活動チームの愛称：SOUP（スウプ）

2015年度事業の概要

障害者芸術活動支援センター@宮城の設置

1. 相談窓口の設置（通年）と相談支援研究会（3回）

●障害者芸術活動支援センター@宮城は、芸術活動を行う障害者およびその家族並びに福祉事業所や地域のアトリエなどで障害者の芸術活動の支援を行う人たちの相談に対し、福祉・芸術文化・教育・市民活動セクターなどの機関やアドバイザーと連携し対応しました。

●事務局は［相談・記録・検討・対応・結果・検証］の相談業務のフローを学びこれを実施できるようにつとめました。

●事務局の相談・対応の質的向上およびアドバイザーとのネットワーク構築を目的とし研究会を行いました。参加者は事務局スタッフ、社会教育施設の学芸員、福祉の相談支援事業者などです。これにより相談支援の仕組みと障害者芸術活動支援センターの役割が明らかになりつつあります。

2. 人材育成のための研修

（ア）著作権等の権利保護に関する研修（計2回）
宮城県でも作品の出展、販売、二次利用の機会が増えてきました。実際に宮城県で生まれた事例をもとに、著作権の考え方、生かし方を対話形式で学ぶ「応用編」を新たに設定しました。
（イ）障害者への美術活動の支援方法に関する研修（計9回）
（ⅰ）関心層を掘りおこしていくためのワークショップ型研修（5回）、（ⅱ）参加型展示会に向けた実践研修（3回）、（ⅲ）活動実績のある人たちのステップアップ研修（1回）を実施しました。
※（ア）（イ）ともに、参加者は障害者、福祉施設、地域のアトリエ、特別支援学校、教育大学や美術大学の学生などです。対象者や実施地域の活動状況にあわせ、きめの細かな研修を実施し人材育成につなげました。

3. 関係者のネットワークづくりと参加型展示会の開催

●参加型の展示会は、石巻市（宮城県第2の人口を擁する都市/人口16万人）と仙台市（県庁所在地/政令指定都市/人口108万人）で実施しました。石巻市では、参加型展示会（chapter01参照）に向けた実践研修を経て展示会の開催に至りました。また、仙台市では2014年度同様、本モデル事業を通じて発見される作家、作品や障害者の芸術活動の支援を行う人たちの背景に焦点をあてた展示会を行いました。

●関係者のネットワークは、2014年度の本モデル事業の実施によりゆるやかに確実に生まれています。2014年度につづき展示会の機会に「てつがくカフェ」を運営しました。このことにより、地域社会が障害者の芸術活動に関心をもち、それを支えるための環境づくり（アトリエや支援者の増加・場所や資金の提供など）に貢献することをめざしました。

協力委員会の設置

●福祉・芸術文化・教育・NPOの支援機関などの分野から14人の協力委員を設置しました。

●協力委員会は年間2回開催。事業の立案・運営・広報と事業の評価を実施しました。

●2014年度同様、相談業務、研修会や展示会に関するアドバイザーを担っていただきました。

その他

障害者芸術活動支援センター@宮城は2014年度にウェブサイトを作成しました。SOUPに関する活動内容・お知らせ・お問い合わせ・宮城のアートスペースなどをコンテンツとして表示していますが、これをさらに充実させています。

宮城をめぐる、参加型展示会とその意義

参加型展示会	会期	会場	出展作家	出展作品	来場者
「はじめまして SOUP展」	2015年 1月15日~18日 [4日間]	せんだい メディアテーク	10人	43点	約1,800人
「やまのもとの アート展」	2015年 2月14日~3月22日 [37日間]	山元町内6会場	10人	104点	約2,000人
「いしのまきの アート展」	2015年 10月23日~11月23日 [32日間]	石巻市内19会場	19人	143点	約5,000人
「きてみてあじわう SOUP展」	2015年 12月13日~15日 [3日間]	せんだい メディアテーク	12人	44点	約2,500人

●2014年度
仙台市・山元町

♦2015年度
仙台市・石巻市

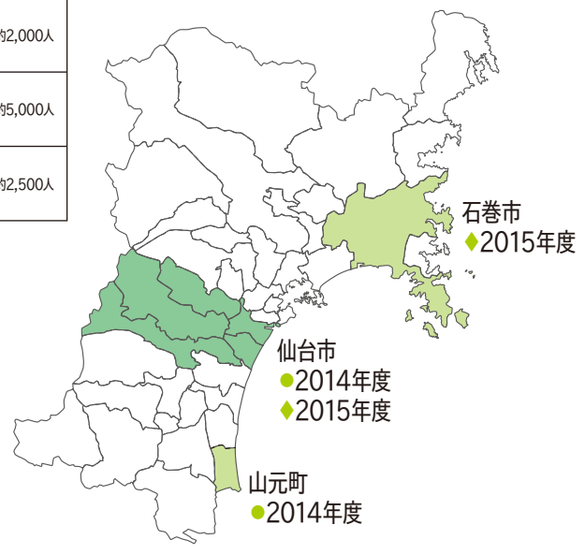

願いの力が地域の文化をつくる

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城における参加型展示会の特徴は、県内の2カ所で実施している点です。仙台市で開催することは、集客力や交通アクセスからみれば、ある程度の定量的評価は見込めるのですが、まだ活動が成熟していない土地で実施するということが、わたしたちの問題意識でした。

本モデル事業に至る内閣府の調査でも、参加したいと思っても「活動がない」「場所や設備がない」「支援する人材がいない」ことが課題としてあがっていました。障害者の芸術活動支援事業の役割は、一緒にやりましょうと背中をおすこと、それを一緒に汗をかいてやること・伝えることだとわたしたちは考えています。そして、今、ここにないならみんなでつくろうと働きかけることが重要なのです。

2014年度は仙台市と山元町、2015年度は石巻市と仙台市とをめぐりました。山元町と石巻市では、地域で障害のある人と向きあい芸術活動の機会を創出するキーパーソンたちを中心にして、展示会をつくりあげました。2014年度に協力委員会で確認しあった、[集まる・語る]→[やってみる]→[検証する]というサイクルが定着しはじめています。また、実践からみえてきたことを、仙台市で発信し検証しています。

障害のある人は市民として、いかにして芸術文化活動に参加することができるのでしょうか。本報告書では特集として、2015年度の石巻市における参加型展示会に至る108日間の記録をchapter01で紹介します。

宮城発! 障害のある人の社会参加・文化のある社会づくり

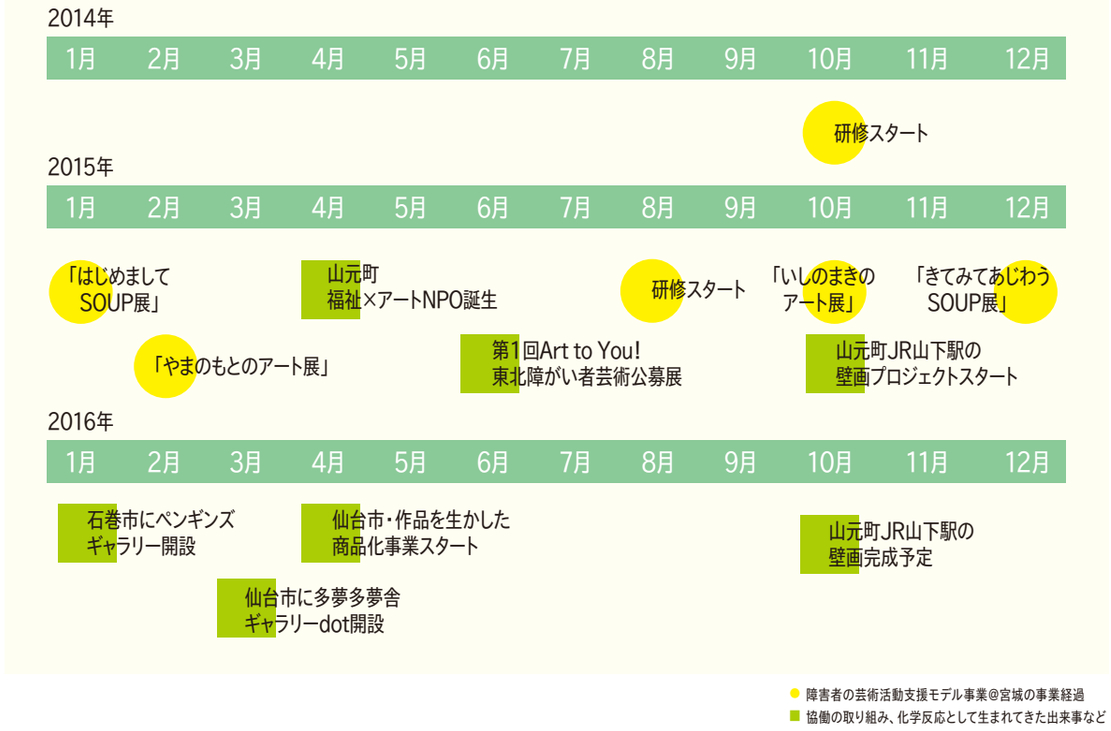

● 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城の事業経過
■ 協働の取り組み、化学反応として生まれてきた出来事など

宮城では今、何が生まれはじめているか

2015年度に参加型展示会を実施した山元町で、障害のある人たちがアートに取り組めるNPOが2015年春に新たに誕生しました。さらにアート展が契機となって、地元企業から壁画制作の依頼を受けました。企業への企画提案、プログラムのつくり方、予算の交渉などアートマネジメント全般を伴走しています。

2015年6月、地元企業のみなさんが出資して東北6県で最大規模の公募展がスタートしました。応募作品は1,000点を超え、2016年夏にも2回目の開催が予定されています。

2016年1月、石巻市の参加型展示会ののち、会場をかしてくださった方のご厚意でアートギャラリーが常設化されました。仙台市でも同様の動きがでてきています。いずれも自団体だけではなく、宮城県内の作家やNPOと協働して運営していこうとしています。

今、ここにないならみんなでつくろう。これが宮城発の障害者の芸術活動支援モデル事業の手法であり、ようやくみえてきた成果の一部です。あせらず、辛抱強く、そして自ら花開かせるような環境づくりを大切にしたい。そんな思いが参加者にも協力者にも通底して流れているように感じます。

そしてこれは、東日本大震災を体験した人間が、そして地域がたくわえた力であるとも感じます。宮城は、まさに障害のある人・家族、福祉、芸術文化、教育、NPO、企業、行政が一体となって、地域の文化力を掘り起しはじめているといえるのではないでしょうか。

chapter 01

まちにアートが
まざり、
何が起こったか。

アートが石巻を変えた108日の記録

石巻市を舞台に繰り広げられた
「いしのまきのアート展」は、
2015年度のSOUPの活動にとって、
大きな要となりました。
参加型展示会の開催に至るまで、
現場ではどのようなことを実践していたのでしょうか。
石巻の108日間を追うとともに、
その後仙台で開催した、
もうひとつの展示会でみえてきたことにも迫ります。

●写真：「いしのまきのアート展／熊井由実展」橋通りCOMMON／トレーラーハウス

石巻にアートを「まぜる」ために。

ペンギンズアート工房への探訪をきっかけに、私たちは石巻の持つ可能性に注目しました。「新しいものが生まれる力」が凝縮する、東日本大震災後の石巻だからこそできることがあるはず。その思いが実践研修「まぜる塾」、そして「いしのまきのアート展」に結実するまでを追います。

●写真：「いしのまきのアート展」橋通りCOMMON/Gallery suisEi

01. ペンギンズアート工房を訪ねて

宮城県内の特別支援学校に勤務していた宮川和子さんはあるとき、障害のある子どもたちの表現や能力の可能性に気づきました。宮川さんは特別支援学校を退職した後、2011年に石巻市の自宅工房を拠点としてペンギンズアート工房を開設。障害のある子どもたちは、仕事に就くと多くの場合、芸術文化活動の機会が減ってしまいます。そこで彼らが生きがいを持ちながら生活することを目的に、家族とともに市民活動としてアート活動を行うことができる場所としてペンギンズアート工房を立ちあげました。

ペンギンズアート工房は、2013年に岩手県で開催されたエイブル・アート・ジャパンによるセミナーに参加し、2014年のSOUP報告会では活動紹介を行いました。メンバーの活動に対する情熱は素晴らしく、作品も目を見張るものが数多くありました。

●写真：「活動訪問ツアー＆障害のある人と表現活動を考える語り場」ペンギンズアート工房（2015年8月8日）

02. 新しいものが生まれる力

東日本大震災後の石巻市での「新しいものが生まれる力」を、障害のある人と芸術活動に取り組む福祉施設やアトリエ、アーティストにつなげることを目的に、「まぜる」をコンセプトとした参加型展示会をつくることを決めました。

2015年8月、活動訪問ツアー＆語り場として、ペンギンズアート工房を訪問。ペンギンズアート工房のアーティストたちが絵画、陶芸、書などあらゆる方法で表現活動を行う現場に立ちあわせてもらいました。

その後、石巻市の福祉施設が運営するレストランいちを会場に「障害のある人と表現活動を考える語り場」を開催しました。「障害のある人の表現の可能性をひきだし、どう発信するか」「福祉を開く」をテーマに、コメンテーターの宮城県美術館教育普及部の齋正弘さん、東北工業大学ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科准教授の古山周太郎さん、halken LLPのキュレーター、フォトグラファーである三浦晴子さんを交え、参加者同士で語りあいました。

この語り場をきっかけに、その後、地域や業種を超えたコラボレーションが誕生しました。ペンギンズアート工房で書を行っている様子をみた仙台市の福祉施設のスタッフが「踊りたくなった」という発言をしたことをきっかけに、書とダンスのコラボレーションへと発展。また、この時に参加したコメンテーターの古山周太郎さんを中心に東北工業大学の学生を巻き込んだプロジェクトへとつながっていきました。

●写真上：「活動訪問ツアー&障害のある人と表現活動を考える語り場」レストランいち　●写真中下いずれも：「活動訪問ツアー&障害のある人と表現活動を考える語り場」ペンギンズアート工房（2015年8月8日）

03.「まぜる塾」の実践！

2015年9・10月、参加型展示会に向けて、まちにアートをまぜる実践研修「まぜる塾」を開催。宮城県美術館学芸員教育普及部の齋正弘さん、松﨑なつひさん、halken LLPアートディレクター、東北芸術工科大学准教授のアイハラケンジさん、halken LLPキュレーター、フォトグラファーの三浦晴子さんらを講師にワークショップを行いました。初回の「まぜる塾」では、ペンギンズアート工房のアーティストによる動物の陶器作品をまちの中に置いて写真を撮る、「まちにアートをまぜる体験」を実際に行いました。

その後、具体的に展示会の企画を話しあい、アートディレクターが参加者の現場を訪問する相談会なども開催。コンセプトの設定やより魅力的にみせるための提案、アドバイスが行われました。また各団体を訪れて現場の空気を感じ、アーティストに会うことはアートディレクターにとっても刺激になり、よりよい連携へとつながっていきました。

2回目の「まぜる塾」では、会場や展示方法などについて具体的な話しあいが持たれました。その結果、展示会場が石巻市の商店街にある店舗やコミュニティスペースに決定。SOUP事務局のセレクトした会場のほかにも、参加者が新たに交渉、開拓した会場もあり、自立的な取り組みがみられました。

設営も参加者とアートディレクターが協力して行い、作品を効果的にみせるためのディスプレイ方法、作品の取り扱い方などを、実践を通して学びました。

●写真：いずれも実践型研修会まぜる塾①「まちにアートをまぜる」（2015年9月7日）　上：一般社団法人まきびズ/ワークショップ風景　中：参加者作品　下：石巻のまちの本棚/ワークショップ風景

「いしのまきのアート展」で　何が起こったか。

語り場やまぜる塾などを経て、2015年10月23日(金)〜11月23日(月・祝)、石巻市内の19会場で「いしのまきのアート展」が開催されました。ここにたどり着くまでにはさまざまな苦労がありました。ペンギンズアート工房代表の宮川和子さんは、1店舗につき5回以上、ご協力のお願いに伺ったといいます。「まちの中にアートをまぜる、それも障害のある子どもたちのアートを展示していただくことは、とてもハードルが高いことでした」とアート展終了後に振り返っていました。一方で、ペンギンズアート工房スタッフの宮川以子さんは老舗の店舗のドアをノックするときには緊張したけれど、温かくむかえてくれました、と語っていました。作家・浅野敬志さんの母・雅子さんは、搬入・搬出も含めて作品の展示に手間と時間がかかることに驚いていました。このように、それぞれの立場によって新たな経験を重ねながら、かたちになっていった「いしのまきのアート展」。ここでは、会期中に行われた各イベントやどのような会場でどのような作家の作品が展示されたのかなどを説明しながら、アート展で起こったことに迫っていきます。

オープニングセレモニー

コラボレーションライブ
〜書道×パフォーマンス×HOYAPAI〜

2015年10月24日(土)15:00〜16:00

社福協ビル1階ホール

オープニングセレモニーとして、仙台市でダンスなどの表現活動を行っている多夢多夢舎中山工房のパフォーマーとペンギンズアート工房で書道を行う作家による、地域を超えたコラボレーションライブが開催されました。これは8月に開催された語り場で、阿部晃大さんの「踊」という書をみた多夢多夢舎中山工房のスタッフが、書道とダンスのコラボレーションを考えたことで実現した企画です。演出と舞台美術には、仙台市と石巻市で活動する若いクリエイターたちが参加しました。女性の象徴であるおっぱいと三陸の海で養殖されているホヤをモチーフにしたHOYAPAIという作品をつくっているアーティスト・太田和美さんが舞台美術を担当。また舞踏家の千葉瑠依子さんが演出を行いました。

●写真：「いしのまきのアート展」オープニングセレモニー/コラボレーションライブ〜書道xパフォーマンスxHOYAPAI/社会福祉協議会(2015年10月24日)

【いしのまきのアート展 会場図】

宮城県石巻市内各所
中央商店街ほか／
立町大通り～アイトピア通り～橋通り
—
2015年10月23日（金）～11月23日（月・祝）
※開催時間は会場ごとに異なる

佐藤洋甫 展
（ペンギンズアート工房）

©SATO Yosuke

キャラクターが大好きな洋甫さん。
洋甫さんの頭の中で、
キャラクターは自由に動きます。
楽しそうに、
あっというまに描きます。
—
会場：日和キッチン
（石巻市立町 2-7-26）
オープン日時：
金曜 16:30～20:30(L.O.)
土～日曜 6:30～9:30、11:30～14:30

A

菅野眞二、佐藤 渉、菅原大二郎、永沼楓太 展
（ペンギンズアート工房）

©SUGAWARA Daijiro

石巻で活動するアーティストの
ポップで力強いイラスト展。
—
会場：ペンギンズギャラリー
（石巻市立町 2-6-25）
オープン日時：金～日曜、祝日
11:00～16:00

B

佐々木昭紀 展
（ペンギンズアート工房）

©SASAKI Akinori

昭紀さんの陶芸作品は、
幻想的でまるで守り神のような
存在感があります。
細かい部分も
手先で器用につくります。
—
会場：Tree Tree Ishinomaki
（石巻市立町 2-5-19）
オープン日時：
火～日曜（不定休の場合有）
11:00～16:00

C

安藤修二&ヴァン 展
（ビートスイッチ）

©Ando Shuji

視覚に障害のある安藤さん
が撮影した石巻の風景写真
を立体プリントしました。
協力：コニカミノルタ・
ビジネスソリューションズ
株式会社
—
会場：一般社団法人まきビズ
（石巻市中央 2-2-10）
オープン日時：土～日曜
11:00～16:00

D

石川博基 展
（多夢多夢舎中山工房）

©ISHIKAWA Hiroki

ほかのどんな素材にも
興味を示さない石川さんが、
唯一絵を描くのが新聞紙。
今回は石巻日日新聞とコラボしました。
—
会場：石巻ニューゼ
（石巻市中央 2-8-2）
オープン日時：火～日曜
11:00～18:00

E

まぜるショップ in 観慶丸本店
（SOUP セレクトショップ）

障害のある作家の
絵を使った商品や、
全国の福祉施設から
セレクトした商品の販売を行います。
—
会場：観慶丸本店
（石巻市中央 2-8-1）
オープン日時：水～月曜
10:00～18:00

R

むなかたあきこ 展
（ペンギンズアート工房）

©MUNAKATA Akiko

自分で絵の具を選び、
自分の世界を表現します。
水彩の表現が素敵な、
むなかたあきこさんの作品。
—
会場：相澤商店
（石巻市立町 2-4-36）
オープン日時：月～土曜
10:00～18:00

Q

平塚俊彦 展
（ペンギンズアート工房）

©HIRATSUKA Toshihiko

写真をみて細かな
スケッチをするのが得意な
平塚俊彦さんの絵画。
好きな人物を描きます。
—
会場：かめ七呉服店
（石巻市中央 2-4-18）
オープン日時：水～月曜
10:00～18:00
※第 1 水曜は定休

P

浅野敬志、高橋 連 展
（ペンギンズアート工房）

©ASANO Keishi

曲を聴きながら
好きな歌の歌詞を、
どんどん書にする高橋連さんと、
グラデーションの表現が美しい
浅野敬志さんのジャジーな世界。
—
会場：楼蘭
（石巻市中央 2-3-19）
オープン日時：木～火曜
11:30～14:00、17:30～22:30

O

浅野喬俊 展
（ペンギンズアート工房）

©ASANO Takatoshi

色鮮やかな粘土で
12 カ月を表現しました。
クラフトが得意な喬俊さんの作品。
—
会場：高橋園茶舗
（石巻市立町 2-4-34）
オープン日時：不定休
10:00～17:00

N

浅野喬俊 展
（ペンギンズアート工房）

©ASANO Takatoshi

2016 年の干支である申（さる）の
置物をつくりました。シックな黒と、
かわいいピンクの二種類。
2015 年の未（ひつじ）も
味わい深い。
—
会場：二色餅
（石巻市鋳銭場 3-14）
オープン日時：月～土曜
9:00～（餅が売切次第閉店）

M

阿部晃大 展
（ペンギンズアート工房）

©ABE Koudai

いつも笑顔の晃大さん。
筆を握ると真剣な目で
アートな書に挑戦しています。
—
会場：居酒屋 炭や
（石巻市立町 2-5-40）
オープン日時：不定休
17:00～0:00(23:30 L.O.)

L

むなかたあきこ 展
（ペンギンズアート工房）

©MUNAKATA Akiko

水彩の優しい色が、
見る人も優しい気持ちに
させてくれる、
むなかたあきこさんの作品。
—
会場：四季彩食 いまむら
（石巻市中央 2-7-2）
オープン日時：月～土曜
18:00～23:00(22:00 L.O.)

K

工藤 生 展
（多夢多夢舎中山工房）

©KUDO Ikuru

バスと電車が大好きな工藤生さん。
絵のモチーフにも
電車やバスを選ぶことが多く
独特の線と色づかいが魅力です。
—
会場：ブティック BAKU
（石巻市立町 2-7-20）
オープン日時：月曜・水～土曜
11:00～19:00
※13:00～14:30 は不在

J

中島敏也 展
（多夢多夢舎中山工房）

©NAKAJIMA Toshiya

どんなものでもロボットにしてしまう
「タムロボ」が、「変だけどカワイイ！」と
大人気。そんな「タムロボ」が描けるのは、
いつもの笑顔と、
高い描写力があるからこそ。
—
会場：いしのまきカフェ「　」
（石巻市穀町 14-1 エスタ内）
オープン日時：土～水曜
11:30～16:00 ※11/3 のみ展示休

I

「いしのまきのアート展」
展示会場・作家一覧

多くの店舗のご協力のもと、実現できた「いしのまきのアート展」。会期中に配布されたチラシでは、各展示会場と作家の作品紹介を掲載しました。

大竹徹祐 展
（SOUP 企画展）

©OTAKE Michihiro

毎日描き続ける大竹さん。
その緻密な絵画と美しい線を
ご覧ください。
—
会場：橋通り COMMON/ Gallery suisEi
（石巻市中央 2-8-9）
オープン日時：金～日曜、祝日
11:00～16:00

F

熊井由実 展
（アトリエ YUMIN）

©KUMAI Yumi

由実さんによる、
息づかいのような感触の
手織り作品を用いた
空間インスタレーション。
—
会場：橋通り COMMON/ トレーラーハウス
（石巻市中央 2-8-9）
オープン日時：金～日曜、祝日
11:00～16:00

F

SOUP ブックセレクト 展
（SOUP 企画展）

障害のある人の
表現活動に関連する
おすすめの書籍を
ご紹介します。
—
会場：石巻のまちの本棚
（石巻市中央 2-3-16）
オープン日時：土～月曜
11:00～18:00

G

成田健太郎 展
（SOUP 企画展）

©NARITA Kentaro

2015 年 6 月に仙台市で開催した、
Art To You! 東北障がい者
芸術公募展の
青森県からの招待作家である
成田健太郎さんの作品をご紹介します。
—
会場：レストランいち（石巻市千石町 4-8）
オープン日時：金～日曜 15:30～17:00
※レストランの通常営業時間内（金～火曜 11:00～15:00）は
お食事とともにお楽しみいただけます。

H

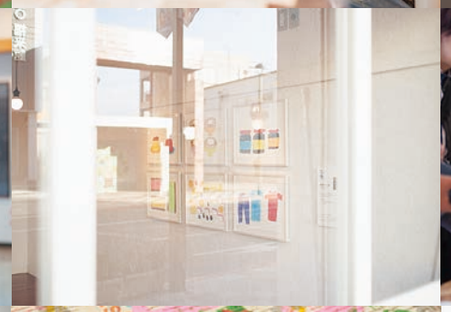

「いしのまきのアート展」のようす

●写真1段目左から：「熊井由実展」橋通りCOMMON/トレーラーハウス、［SOUP交流会］橋通りCOMMON、［SOUP交流会］橋通りCOMMON、「浅野敬志・高橋連展」（高橋達）棲蘭、「むなかたあきこ展」四季彩食いまむら、「SOUPブックセレクト展」石巻のまちの本棚●写真2段目左から：［SOUP交流会］橋通りCOMMON、「熊井由実展」橋通りCOMMON/トレーラーハウス、HOYAPAI、SOUPスタンプラリー、「中島敏也展」いしのまきカフェ「　」、「てつがくカフェ@いしのまき」いしのまきカフェ「　」●写真3段目左から：「まぜるショップin　親慶丸本店」親慶丸本店、「ファブリックアートパネル『いしのまきの物語』をつくろう！」石巻市子どもセンターらいつ、「佐々木昭紀展」Tree　Tree Ishinomaki、「浅野喬俊展」ニ色餅、「美術たんけん@いしのまき」、「菅野眞二・佐藤渉・菅原大二郎・永沼楓太展」ベンギンズギャラリー●写真4段目左から：「石川博基展」石巻ニューゼ、「菅野眞二・佐藤渉・菅原大二郎・永沼楓太展」（菅原大二郎）ベンギンズギャラリー、「視覚障がい者旅行電車でGOまち歩きアート鑑賞ツアー」（「安藤修二＆ヴァン展」）一般社団法人まきビズ、「まきぐるみkappo」橋通りCOMMON、［SOUPフラッグ］アイトピア通り、「佐藤洋甫展」日和キッチン●写真5段目左から：「ファブリックアートパネル『いしのまきの物語』をつくろう！」石巻市子どもセンターらいつ、「ファブリックアートパネル『いしのまきの物語』をつくろう！」石巻専修大学4号館、「まきぐるみkappo」アイトピア通り、「浅野敬志・高橋連展」（浅野敬志）棲蘭、「工藤生展」ブティックBAKU、［SOUPスタンプラリー］橋通りCOMMON/Gallery suisEi

●主催：特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン●後援：宮城県、仙台市、石巻市、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会、石巻商工会議所、石巻市教育委員会、公益財団法人宮城県文化振興財団、公益財団法人仙台市市民文化事業団、河北新報社、石巻かほく、石巻日日新聞社、ラジオ石巻FM76.4●協力：アーティスト太田和美、NPO石巻広域クリエイティブアートの会ペンギンズアート工房、石巻市子どもセンターらいつ、社会福祉法人石巻祥心会、一般社団法人ISHINOMAKI2.0、特定非営利活動法人輝くなかまチャレンジド地域活動支援センターこころ・さをり、親慶丸本店、特定非営利活動法人多夢多夢舎中山工房、てつがくカフェ@せんだい、東北工業大学ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科古山研究室、橋通りCOMMON、認定特定非営利活動法人ばざーる太白社会事業センター（略称：ビートスイッチ）、halken LLP、一般社団法人まきビズ

●写真：「いしのまきのアート展」関連企画「美術たんけん@いしのまき」（2015年10月25日）

イベント

美術たんけん@いしのまき

2015年10月25日（日）13:00〜16:00

住吉神社前集合

宮城県美術館教育普及部の齋正弘さんをファシリテーターにむかえ、まち歩きを楽しみながら、「いしのまきのアート展」会場をめぐりました。普段は気づかない視点でまちの中の風景を、そして展示作品を鑑賞することに挑戦したイベントでした。震災により一度壊れてしまったからこそ、建物の裏側をはじめとして、みえてくるものがある。それが新しい視点を養うことにつながり、見方を変える訓練ともなりました。また、異質な存在に対しても受け入れる素養があるまちであることもわかってきました。

イベント

ファブリックアートパネル「いしのまきの物語」をつくろう！

2015年11月7日（土）13:00〜15:00

2015年11月8日（日）10:00〜12:00

石巻市子どもセンターらいつ

ボブホーホー（ウエダトモミ＋ホシノマサハル）をファシリテーターにむかえたこのワークショップは、参加者が5つのテーブルにわかれ、「ほし」「もり」「やま」「まち」「うみ」をイメージした布に、自分がイメージするカタチを描き、それを版にしてシルクスクリーンでプリント。自分が描いたカタチが、さまざまな色で、布の下絵に重なっていきました。それを重ねていくうちに、90×90cmのパネル5連作の大きなファブリックアート「いしのまきの物語」が完成しました。ここでは、障害のある人ない人、子ども、大人など、いろいろな人がまざりあって場をつくりあげて、それが一つの作品へとつながっていきました。完成した作品は、11月21日（土）、22日（日）に石巻専修大学を会場に開催された「子どもの権利条約フォーラム2015in石巻」でも展示されました。

●写真：「いしのまきのアート展」関連企画「ファブリックアート『パネルいしのまきの物語』をつくろう！」石巻市子どもセンターらいつ（2015年11月7日）

イベント

まきぐるみkappo

2015年10月31日（土）13:00〜16:00

アイトピア通り

一般社団法人まきビズ、東北工業大学古山研究室、石巻市民の有志の方々による協働企画として行われたワークショップ「まきぐるみkappo」では、地元住民や学生、障害のある人、町外からの参加者など、多様な立場の人たちが一緒にまざりながらまちを歩きました。

まきビズの阪本佳代子さんは、「今回のテーマが『まぜる』だったので、障害の有無、年齢、住んでいる場所が異なるような、さまざまな背景の人たちをつなぎたいという思いがありました」と語ります。

参加者は5つのグループにわかれて、まちの魅力などについて意見を交わしました。そしてチームごとに写真を撮りながら、商店街やアート展会場をkappo（＝まちあるき）して、地元の人との交流も楽しみました。

そしてワークショップ会場に戻り、まちのよかったところや困ったところをカードに書き込み、店舗のPRカードを作成。それを東北工業大学の学生さんたちが制作した模型に貼り付け、まちをどのように感じたのか話しあいました。

東北工業大学の学生・小野良太さんは、いろいろなジャンルのいいところが発見されて、今回のまちあるきはいい経験になった、と振り返りました。また、被災地障害者センターいしのまき（現・石巻にょっきり団）の石森祐介さん（当時スタッフ）は「震災後、当事者の動きが施設職員もしくは関係者といった狭い領域で行われているところが多かったですが、今回のイベントのように社会や他の団体と関わる動きがやっと生まれてきたんだなという実感があります。わたしたちもそうした環境をつくっていきたいと考えております」と述べました。

全体を振り返り、東北工業大学の准教授・古山周太郎さんは「さまざまな種類の障害のある人たちや学生などと一緒に歩くのは、なかなか貴重な経験だったので、とても興味深かった。成果をかたちに残すことも含め、これからも継続的に取り組んでいきたい」と語りました。

●写真：「いしのまきのアート展」関連企画「まきぐるみkappo」一般社団法人まきビズ（2015年10月31日）

イベント

視覚障がい者旅行
電車でGOまち歩きアート鑑賞ツアー

2015年11月1日（日）

いしのまきのアート展会場

視覚障害のある人たちは、視覚支援学校卒業後に就労をするのが難しい状況にあり、自宅に引きこもってしまう人も少なくありません。そこで、認定特定非営利活動法人ばざーる太白社会事業センター（以下、ビートスイッチ）は、生活の中で楽しみをみつけて、社会と関わりをもつように支援活動を行っています。

2011年からは視覚障害のある人向けの絵画鑑賞ツアーを実施していますが、表現者の立場からアート活動を展開する可能性についても検討していました。2014年には、視覚障害のある人たちと表現をする機会をもちたいとの相談がSOUP事務局に寄せられ、相談の結果、立体コピー写真を制作する企画を実行しました。

その経験を得て、2015年にはビートスイッチのスタッフが石巻で行われた「まぜる塾」に参加。これをきっかけに、かつて仕事で石巻に通っていたことがあり、ビートスイッチの絵画鑑賞ツアーにも参加していた中途失明者である安藤修二さんに石巻の写真撮影を依頼しました。それを受けて、安藤さんは昔の石巻と復興に向かっていく石巻、それぞれをイメージして石巻市内で撮影。立体コピー写真として現像し、アート展の会場に展示しました。

今回行われた鑑賞ツアーは、JR仙石線全線運転再開を祝し、視覚障害のある人7人を含む20人が電車に乗って石巻を訪れたものです。移動中の車内では、電車好きの視覚障害のある人から仙石線に関する解説がきかれた場面もありました。石巻到着後は、アート展の会場をめぐり、安藤さんの立体コピー写真を鑑賞し、作品の特徴や感想を伝えあいました。

視覚障害のある人にとっても、写真撮影などを通してアート作品を制作する可能性と間口がよりひらかれた企画となりました。

●写真：「いしのまきのアート展」関連企画「視覚障がい者旅行電車でGOまち歩きアート鑑賞ツアー」ペンギンズギャラリー（2015年11月11日）

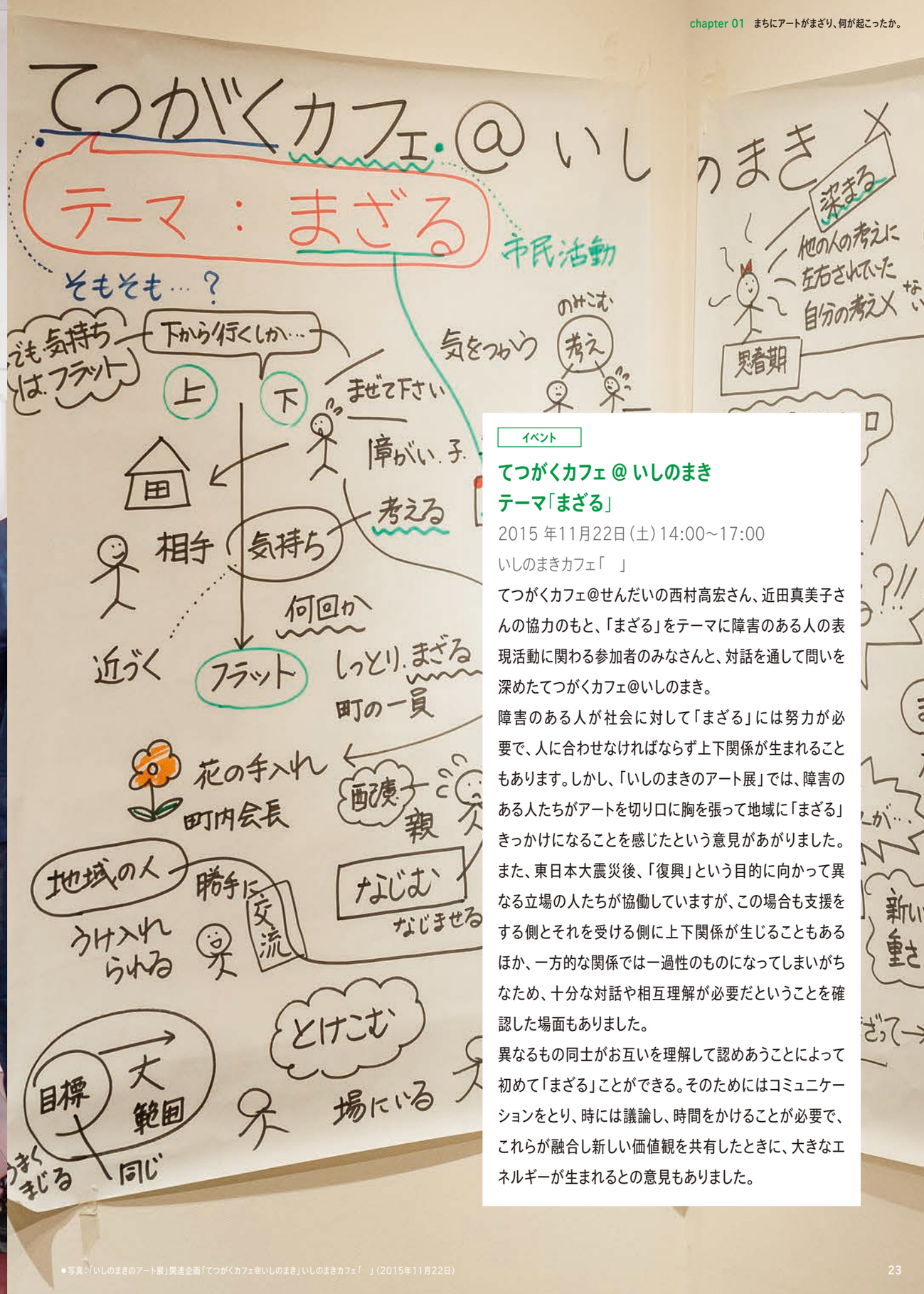

イベント

てつがくカフェ @ いしのまき
テーマ「まざる」

2015 年11月22日（土）14:00〜17:00

いしのまきカフェ「　」

てつがくカフェ@せんだいの西村高宏さん、近田真美子さんの協力のもと、「まざる」をテーマに障害のある人の表現活動に関わる参加者のみなさんと、対話を通して問いを深めたてつがくカフェ@いしのまき。

障害のある人が社会に対して「まざる」には努力が必要で、人に合わせなければならず上下関係が生まれることもあります。しかし、「いしのまきのアート展」では、障害のある人たちがアートを切り口に胸を張って地域に「まざる」きっかけになることを感じたという意見があがりました。また、東日本大震災後、「復興」という目的に向かって異なる立場の人たちが協働していますが、この場合も支援をする側とそれを受ける側に上下関係が生じることもあるほか、一方的な関係では一過性のものになってしまいがちなため、十分な対話や相互理解が必要だということを確認した場面もありました。

異なるもの同士がお互いを理解して認めあうことによって初めて「まざる」ことができる。そのためにはコミュニケーションをとり、時には議論し、時間をかけることが必要で、これらが融合し新しい価値観を共有したときに、大きなエネルギーが生まれるとの意見もありました。

●写真：「いしのまきのアート展」関連企画「てつがくカフェ@いしのまき」いしのまきカフェ「　」（2015年11月22日）

「いしのまきのアート展」を振り返って。

講師やキュレーター、ディレクターとして関わった人たちからは、
このアート展がどのようにみえていたのでしょうか。
ここでは全体を振り返りながら、個々の意見をきかせていただきました。

●写真：浅野喬俊作品/ペンギンズアート工房所属

これでしかないもの、それでしかないもの。

齋正弘（宮城県美術館教育普及部）

※「いしのまきのアート展」に向けた研修「まぜる塾」の塾長、
会期中イベントのファシリテーターを担当

石巻はとにかく面白いまちだ。見方を変えると、すごく変なものがたくさんある。津波で壊れてしまった建物はその構造が丸みえだったり、市役所はデパートの建物に入っていたり。そういうまちだから、普段とちがう見方をする訓練になるまちだともいえる。
今回の「いしのまきのアート展」で感じたことはキュレーター、ディレクターとアーティストの関わり方について。例えば、展示する際にアーティストが描いたサイズよりも拡大することがある。そういうふうに、この絵はこうしたほうがいいとか、展示をするときにこの絵とこの絵は離したほうがいいといった指示が出せる人が必要なのだ。
ちゃんとした絵というのは売りにくい。上手い人がすでにたくさんいるからだ。まだ知られていない人の絵を売るためには、みる人が自分の中で作品化するようにすることが必要なこと。一つひとつが意味をもたないで、これでしかないもの、これは何だろうと思う不思議なものであり、それでしかないもの。そういうものがどんどんつくれていくといい。

ファンからはじまる、つながり。

三浦晴子（halken LLP）

※「まぜる塾」の講師、
「いしのまきのアート展」企画展キュレーションを担当

石巻市にある自宅を教室にしたペンギンズアート工房を訪ねた。机を囲んで絵を描き、リビングでは陶芸、仏間では書道、それぞれが得意な手法で創作活動をしていた。傍には親御さんやヘルパーさんが寄り添っている。誰かが「きー」と声をあげると向かいのひとりが「ぴょ〜」といい、独自の世界に集中しながらも、不思議に呼応している空間。それがBGMのように響く中、黙々と描き続け、つくり続けている。彼らの感覚をもっと知りたいという気持ちになった。
「まぜる」をテーマにした「いしのまきのアート展」では、商店街が会場になった。お店がより魅力的になるような展示づくりに重点をおき、ご家族やサポーターがお店を訪ね、交渉し、人がまざり、街にアートがまざった。福祉関係の展示では、発表することに手一杯になりがちだが、みせる意識をもっと高めることが必要だ。
障害のある人と一緒に街を歩くワークショップでは、車椅子に対する障害をみつけるだけではなく、街の人の優しさも知った。視覚障害のある人からは、言葉だけで伝える面白さに気づかされた。障害があることには、ポジティブな面もたくさんある。ご家族からは「迷惑をかけないように」という遠慮がちな意見が多くきこえる。理解ある環境で穏やかに創作している工房は、一生懸命に築いてきたごくわずかな空間だったことに気がついた。
まずはポジティブな入り口から、関心を持ってもらい、個々の関係を築くことで、暮らしの中にある障害を乗り越えられるように思う。大好きな友達を手助けするのは、とても自然なこと。障害のある人のアート作品に出逢い、「なんだこりゃ？」「素敵！」から「もっと知りたい！」というファンが増え、障害のある人もない人もまざりあって暮らしていける環境ができていって欲しい。アート展が、「障害があるからこそ、生まれる魅力がある！」という発見を育くんでいく場になったらいいと思った。

「まぜる」仕掛けをつくる。

アイハラケンジ（halken LLP）

※「まぜる塾」の講師、
「いしのまきのアート展」のアートディレクションを担当

今回のプロジェクトで意識したことは、作家たちによって作られた作品に意味や価値を付加するのではなく、作品に対して意味や価値が付加されやすい「仕掛け」をつくってあげることでした。作品に対する意味や価値というのは、キュレーターやディレクターが付けていくのではなく、それを見る人の中でつくられていくからです。キュレーターやディレクターは、あくまでも作品を見る人たちのお手伝いをするということだと思っています。
それは個々の作品だけではなく、それを括るアート展自体にもいえることだと思います。アート展自体に意味や価値を付加するのではなく、参加した人たちの中に意味や価値が付加されるような「仕組み」になっているかどうか。もしくはその端緒を適切にすくい出せるかどうかがポイントといえるでしょう。
話は変わりますが、世の中に異質なものが放り出されると、逆に、世の中に普通に疑いなく存在していたものが相対化され、本質があぶり出されます。「まぜる」とはそういうことなんだということをみなさんに伝えたくて、「まぜる塾」では、古今東西の異質なアート作品をレクチャーしたり、異質なもの（＝アート作品）を街に置いてみることで、街自体の見え方を変えてみるといった試みもおこないました。さまざまな制約や、こちらの準備不足などもあり、課題の残る部分が多かったのも事実ですが、こういった試みは、SOUPのみなさんと今後も続けていきたいと思います。
最後に。アート展というものは、どう続けていくかというよりも、どういう終わりかたになっているか、うまく終わっているか、ということから検証されるべきです。その先に続く、別の展開が重要なのであって、単にアート展が続くだけだと、それが目的化されてしまうだけです。そういう意味で、何よりも嬉しかったのは、今回のアート展をきっかけにその後の新たな動きがあったことです。特にペンギンズギャラリーの動きには今後も注目したいです。

●写真：「きてみてあじわうSOUP展」での集合写真

「宮城をめぐる」を検証する。

「はじめましてSOUP展」（2015年1月／仙台市）を皮切りに、「やまのもとのアート展」（2015年2月／山元町）、そしてこれまで紹介してきた「いしのまきのアート展」といった実践的な研修会、参加型展示会を行ってきましたが、果たしてこの活動によって障害のある人の芸術活動を取り巻く環境はどのように変化したのでしょうか。「はじめましてSOUP展」を開催したせんだいメディアテークを会場に、これまでの活動を検証する展示を行いました。

●主催：特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン●後援：宮城県、仙台市、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会、公益財団法人宮城県文化振興財団、公益財団法人仙台市市民文化事業団、河北新報社●協力：社会福祉法人山元町社会福祉協議会、NPO石巻広域クリエイティブアートの会ペンギンズアート工房、石巻市子どもセンターらいつ、アーティスト太田和美、せんだいメディアテーク、特定非営利活動法人多夢多夢舎中山工房、てつがくカフェ@せんだい、東北工業大学ライフデザイン学部安全安心デザイン学科古山研究室、halken LLP、認定特定非営利活動法人ばざーる太白社会事業センター（略称：ビートスイッチ）、ボブホーホー［ウエダトモミ＋ホシノマサハル］、特定非営利活動法人ポラリス、一般社団法人まきビス

きてみてあじわう SOUP 展

2015年12月13日（日）～15日（火）10:00～20:00

せんだいメディアテーク1階オープンスクエア

出展作家12人／出展作品44点

来場者数約2,500人／ボランティア7人

会場では「はじめましてSOUP展」に引き続き、宮城県内の作家とアートスペースの紹介をカードによって行ったほか、宮城県内の作家、作品の展示やこれまでの活動記録を紹介しました。

また、関連企画として12月13日（日）に石巻での実践を振り返り、参加者が語りあう「石巻の『まぜる塾』実践報告会」と「SOUP交流会」を実施。12月15日（火）には「めぐる（循環）～障害者と文化芸術活動 vol.4～」をテーマに、てつがくカフェを行いました。

会場であるせんだいメディアテークは仙台市民図書館、市民ギャラリーなどを抱える複合施設であり、芸術文化活動に関心がある人たちの往来が多いため、2014年度同様、3日間の開催ながらも多くの来場者をむかえることができました。

また報告会を実施したことで、参加型展示会の参加者がアート展を振り返り、成果や課題を検証でき、その内容を来場者と共有できたことが大きな感動となって、今後の活動のはずみとなりました。

仙台市市民文化事業団やせんだい・みやぎNPOセンターなど、県下の大きなセクターの関係者も多く来場し、本モデル事業の内容や成果を深く知っていただく機会にもなりました。

宮城で行ってきた関係者や作家の掘りおこし、ネットワークづくりといった、さまざまな横軸の関係性の構築。それを仙台でまとめあげ、福祉の枠を超えて紹介することができました。

●写真（3点とも）：「きてみてあじわうSOUP展」の様子

chapter 02

はい、こちら SOUP相談室。

相談支援研究会報告＆相談支援事例紹介

SOUPが設置した相談窓口は、
2015年度に相談支援研究会を3回行いました。
ここでは、その内容をご紹介するとともに、
SOUPに対して実際に寄せられた相談の内容と、
それらにどのように応えたのかをまとめました。

きく、つなぐ、一緒にやってみる、SOUPの相談支援。

「相談支援研究会」発足のきっかけ
モデル事業で相談支援に求められる役割

障害者芸術活動支援センターは、芸術活動に取り組む障害のある人やその家族、支援者に対し、芸術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への適切な対応をすること、また関係機関の紹介やアドバイスを行うことが求められています。

1年目に浮かびあがった課題

相談対応にあたるスタッフは宮城で2人、東京で2人としていました。障害のある人の芸術活動支援の側面ではそれぞれのキャリアが異なるため、相談に対しての方法がまだ標準化されていませんでした。そのため、「相談支援とは何か」を改めて学ぶとともに、学んだことを生かして相談対応し、それを検証する必要性を感じました。さらに、関係機関のアドバイザーと関係を深め、ネットワークを構築することを目標としました。

2年目に設定した課題解決のための作業

そこで2年目は、「相談支援研究会」を設置しました。研究会を通じて、事務局の相談・対応の質的向上をめざし、相談のケースを共有し検討すること、相談支援の仕組みをつくること、外部アドバイザーに障害者芸術活動支援センターの役割を知ってもらうことができたと感じています。

ここでは「相談支援研究会」で学んだことを紹介し、さらに実際に対応した相談事例を紹介します。（→P.34）

相談支援研究会の概要

相談支援研究会として非公開形式で計3回開催しました。

第1回 相談支援とは何か
～市民活動サポートセンターの相談業務に学ぶ～

2015年8月24日（月）13:00～15:00
会場：仙台市市民活動サポートセンター　交流サロン
講師：太田貴（仙台市市民活動サポートセンター副センター長）
参加：協力委員1人、事務局3人
概要：仙台市市民活動サポートセンターの相談事業の実情について、業務フローの確認、つなぎ先やアフターフォロー、法律遵守、ケースミーティングや分析視点、伴走型相談など、具体的な対応内容をうかがいました。

第2回 障害者芸術活動支援センター
@宮城の相談ケーススタディ検証①

2015年11月6日（金）14:00～16:00
会場：仙台市市民活動サポートセンター　研修室1
概要：第1回研究会の共有、ケーススタディ2事例の検証、参加者との意見交換
参加：協力委員2人、オブザーバー6人、事務局3人
【事例1】写真集を制作するにあたり、作家を紹介してほしい
相談者：カメラマン（東京都）
対応のポイント：東京事務局から東北事務局への連携／作家への承諾・説明／福祉施設との現場調整／引き際
【事例2】新聞コラージュの著作権に関して
相談者：福祉施設のスタッフ（宮城県）
対応のポイント：パブリシティ権に関する理解と説明／二次利用に関するプロセスやルールの把握／外部アドバイザーへの相談

第3回 障害者芸術活動支援センター
@宮城の相談ケーススタディ検証②

2016年2月24日（水）14:00～15:30
会場：みやぎNPOプラザ　第2会議室
概要：第1回研究会の共有、ケーススタディ2事例の検証、参加者との意見交換
参加：協力委員3人、事務局2人
【事例1】画材の購入先や活動場所の情報を探している
相談者：支援学校の美術教員
対応のポイント：SOUPが作成したアートスペースカードの活用
【事例2】絵画展の作品募集と実施に関するアドバイスがほしい
相談者：行政の障害福祉課担当者
対応のポイント：詳細把握のために訪問／チーム対応／提案の検討／実施に向けての調整

わたしたちの学び
相談支援とは何か。
仙台市市民活動サポートセンターの
相談業務から学んだこと

(1) 業務フロー

項目	ポイント	仙台市市民活動サポートセンターの場合
(a) 受付・ファーストコンタクト	・何を相談しにきたか、話をよくきいて論点を整理 ・次に、どのような情報が必要なのか判断 ・必要に応じてつなぎの検討。内部の人材で対応が可能な案件であれば、同席して対応	・3階の相談コーナー、1階の窓口での対応、電話での相談もある
(b) 相談の環境	・相談コーナーが、他の業務と兼用されている場合や一般の来客があるオープンスペースである場合は、別の場所にご案内するなどの配慮が必要 ・電話対応の場合30分、対面対応の場合30～60分ほどを相談時間の目安とする。おおよそ、はじめの10分ほどで話をきき、そのあとメモを指し示して内容を見えるようにしながら、相談内容を整理する	・1階のカウンターが貸室受付業務を行っているため、場合により別のコーナーに案内する
(c) 相談票	・項目は、属性、相談日時、対応時間、対応者、相談の分類、相談内容、継続事項など ・相談票は、原則として対応したスタッフが随時入力 ・相談の利用について「初回」か否か、利用形態は「電話」「来館」「その他」で分けて入力 ・データには「団体名」「名前」を入力し、詳細は名刺でフォロー ・万が一情報漏洩した場合、直接データベースにアクセスされることを防ぐよう配慮 ・相談票はファイリングし、原本ファイルは鍵のかかる棚へ保管。また、相談票を印刷した際にプリンターに放置しないよう注意	・相談票はMicrosoft（マイクロソフト） Access（アクセス）で構築されたデータベースを用い、「キーワード」「団体名」「名前」などで検索できるようにしている ・当事者がサービスを利用する時や団体を立ち上げる時に、人権への配慮から情報の共有や記載の仕方には注意をしている
(d) 引継		・1日2回（朝、昼）継続ケースの共有 ・相談チームは、現在入職2～5年のスタッフ3人が交代制で対応
(e) ケースミーティング	・ケースミーティングを行い、継続事項や対応の見直し、情報共有などする ・情報共有、多様な視点でのフォロー、継続ケースの共有のために必須	・月2回休館日の全スタッフ（20人程度）がそろう時に、1時間～1時間半
(f) 相談研修	・スタッフの研修を実施。3カ月毎にロールプレイを行い、年1回スキルアップ研修を実施 ・実際の相談に対応しながらスキルアップをめざす ・個人情報保護法の研修は、年1回受講	・入社3カ月で相談研修を実施し、相談対応をしている

(2)つなぎ先やアフターフォロー

項目	ポイント	仙台市市民活動サポートセンターの場合
(a)つなぎ先	・内部人材、外部人材・機関・団体、ツール、ウェブなどさまざま ・相談者が選択できるように複数提示し、知らないところは紹介しないように心がけ ・案件によってはどうつなぐかをチームで検討 ・つなぎ先情報をリストにしてファイル化 ・つなぎ先で気をつけていることは、できるだけ複数の情報を提示して相談者が選択できるように ・上司への相談・共有は随時	・相談者から対応するスタッフに対し、「○○さんだから言うけど…」といった話題もあるが、こうした際にその内容を記録化（共有）するかどうかは、対応者判断
(b)士業しか答えられない相談	・税務処理（会計士、税理士）や、雇用に関すること（社会保険労務士）、法人を解散する際の清算手続きの仕方（弁護士）など	
(c)アフターフォロー	・相談支援センターへの来訪や電話があった際に、声掛けをしたりして気にかける ・相談内容に直結しなくても、例えば関連しそうな研修やサロン活動があれば案内をする	

(3)その他

項目	ポイント	仙台市市民活動サポートセンターの場合
法令遵守	・個人情報保護と情報共有 ・相談票→外部から遮断。アクセス制限。施錠。シュレッダー	
限界設定	・できることとできないこと。できることでもあえてしないという選択 ・士業しか答えられない相談もあるとわきまえる	
相談の最終目標	・相談者の自立 課題解決を肩代わりする事ではなく、相談者が自分で課題を解決できるように支援する	
相談担当者の心的負担の軽減	・相談対応で重い内容などは“溜めない”工夫。組織内でのサポートと組織外にも出口をつくることは大事 ・自分の強み・弱みをわかっておくことが力。当事者からの話によって自分の気持ちが揺さぶられても感情移入しすぎず、しかし寄りそうことを心がける	・周囲のスタッフに話して、家には持ち込まない。1週間以内に吐き出すようにする ・利用者との距離感の取り方は難しいもの。例えば、忘年会やイベントへのお誘いを受けた時、参加する場合はスタッフとしてではなく、あくまで個人として

SOUPの気づき
地域の資源を生かした相談支援のあり方

第1回の相談支援研究会を実施した後に、事務局では月に一度ケース会議を持ち、相談ケースの共有と実践の検証を行いました。【相談・記録・検討・対応・結果・検証】の相談業務フローを確認するようにつとめて、自分たちで解決できることと、県内の専門的な中間支援組織や専門家相談へつなぐこととの判断がチーム内でできるようになり、関係機関のアドバイザーとの連携も強化され、相談対応の幅が広がりました。

第2回・第3回の相談支援研究会では、ケーススタディ検証を実施し、宮城県障害福祉課や、特別支援学校教員、福祉の相談支援員、秋田の障害者の芸術文化活動支援の中間支援組織とも情報共有ができました。これにより、相談窓口の意義の理解につながりました。

第1回の講師である仙台市市民活動センターの太田貴さんに、SOUPの相談支援における今後の課題をお尋ねしたところ、「一般的に相談支援は、縦割りであることが多く、それが地域や市民にも染みついています。一人が持っている多様な側面を支援することが大事だといえます。地域のネットワークを育むには、領域横断型の関係者のつながりづくりが大事。例えば、仙台市市民活動サポートセンター、美術館関係者などで同じテーブルを囲む機会をつくることが必要では」とアドバイスをいただきました。

社会教育施設の学芸員、芸術文化団体との連携業務はまだまだ実例が少ない状況です。特別支援学校との情報交換や協働もはじまったばかりです。情報共有の機会を今後どのようにつくれるかが課題ととらえています。

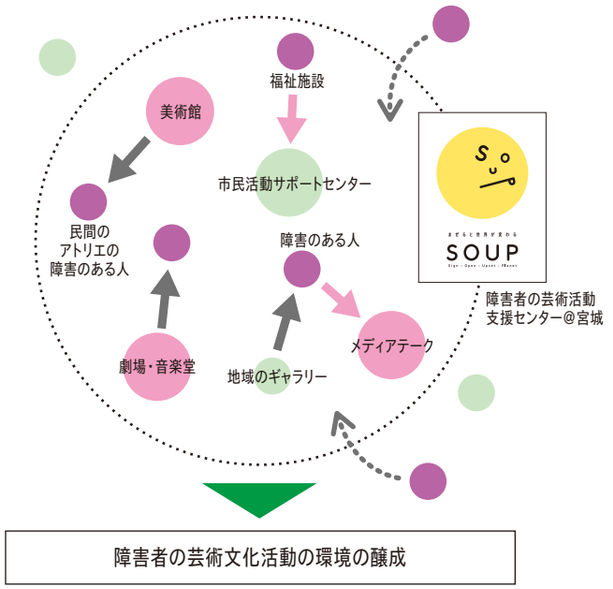

2015（平成27）年度の当初にSOUPが描いた相談支援のネットワークづくりイメージ図。宮城県内の専門的な中間支援組織や社会教育施設、芸術文化団体とをつなぐ役割を担う

相談事例紹介

これまでSOUP事務局の相談窓口には、多様な声が寄せられてきました。さまざまな機関やアドバイザーと連携しながら相談に応えてきましたが、事務局としてもこれまで気がつかなかった視点からの疑問、相談もありました。ここではそのような相談事例のうち、代表的な6例を紹介します。

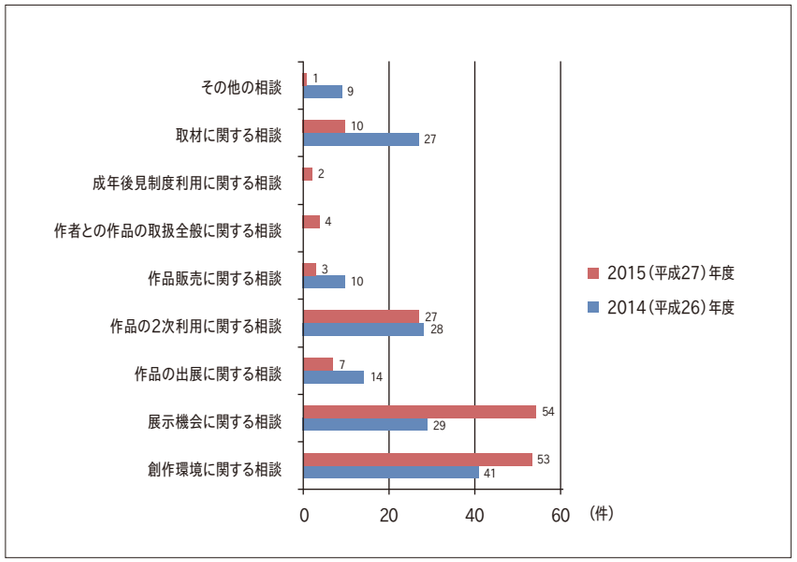

表1. SOUPにおける相談内容と件数［全国モデル事業共通分類による］

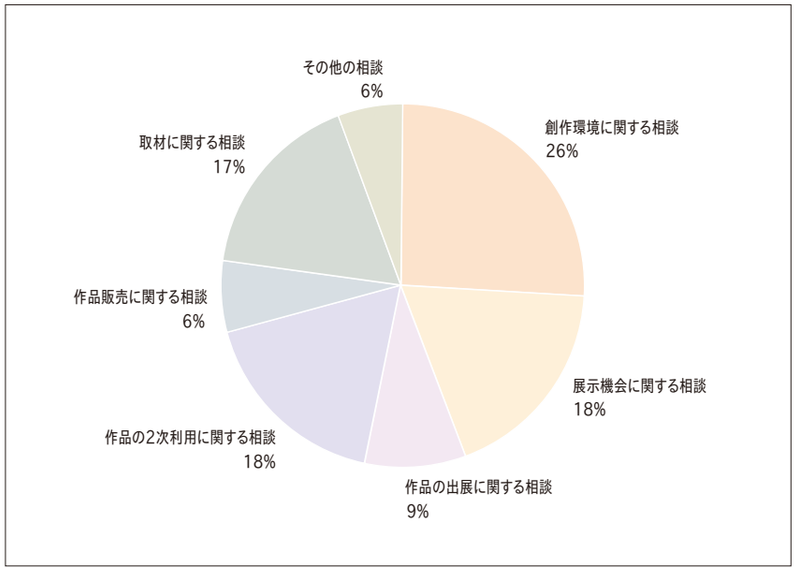

表2. SOUPにおける相談内容とその内訳

相談事例-1　［場所・材料・道具］を求める相談

学校卒業後に生徒がアート活動を続けるには

相談者

支援学校の美術教員

相談概要

卒業する生徒の中で、卒業してからも芸術活動を続けたい生徒がいるので、画材の購入場所やアートスペースの情報などがあればおしえてほしいという相談。

相談者補足情報

高校3年生クラスの美術担当の教員。美術や音楽の情操教育に熱心な学校であるときき、「現場訪問ツアー＆語り場」の訪問先として出会いました。訪問した際には、生徒の作品について熱心に説明してくださいました。

相談内容

まもなく卒業する生徒の中で3人ほど、卒業後も創作活動を続けたい生徒がいます。学校があるI市ではなく、S市に住んでいるのですが、画材などを購入するのにどこがいいのか、また、作品を描き続けたいようなので、どこか通えるアートスペースの情報があればおしえてほしいという相談。

対応フロー

①聞き取りは丁寧に：本モデル事業の研修の打ち合わせで学校を訪問した際に、担当教員から相談を受けました。卒業する生徒がどのような活動場所を求めているのか、条件などを聞き取りました。

②情報提供：SOUPでは、本モデル事業を通じて県内の活動情報をまとめており、その中からアートスペースと画材調達先の情報を伝えました。また、アートスペースに関しては、連絡の取りやすい時間帯や連絡手段（電話、ファクシミリ、メールなど）をお伝えしました。

③事後フォロー：相談者とアートスペースの関係者に、経過をうかがって情報を共有しました。アートスペース関係者によると、生徒の作品の傾向から他のアトリエを紹介し、結果、そのアトリエに通えそうだということになりました。

対応のポイント

アートスペースは、常設で運営しているところもあれば、地域の市民センターをかりているところもあります。スタッフも常駐の場合もあれば、兼業していることもあるので、連絡手段などの補足情報をお伝えすることも大切です。また、当事者の特性に応じた表現を理解し、育てるアートスペース関係者へつなぐ際に、関連するネットワークやアドバイザーの存在が必要だと感じました。

相談事例-2　［方法・支援者］を求める相談

福祉施設でのアート活動のアドバイスがほしい

相談者

福祉施設職員

相談概要

絵を描くことを仕事にしている作家がいるが、施設にアートスタッフがいない中で制作をしています。画材や環境、すすめ方についてのアドバイスがほしいという相談。

相談者補足情報

就労継続支援B型事業、就労移行支援事業を行っている社会福祉法人。ベーカリーカフェの運営を主たる業務としています。宮城県内で唯一、エイブルアート・カンパニーの登録作家を抱える福祉施設です。

相談内容

施設のスタッフのなかにアート活動の支援ができる人材がいません。現在、福祉施設内で活動する障害のある作家はイラストが得意で、これを日中活動の仕事としていますが、施設でどのようにサポートすべきか、相談がありました。具体的には、画材の準備、モチーフの提供のあり方、作家の支援方法についてです。

対応フロー

①聞き取りを丁寧に：その作家が普段どのような画材を使い、どのような絵を描くのか、現在はどのような環境で行っているのか、また、対応する職員はどのような体制を組んでいるのかなど、現状を丁寧にきき取ります。

②アートスタッフがいるNPOを紹介：聞き取りの内容をふまえ、アートスタッフがいるNPOに事情をお伝えしたところ、協力いただけることになり、福祉施設にご紹介しました。一度施設へうかがって、職員へのアドバイスなどを行ってもらいました。

③継続するためには予算も必要：施設側とすれば定期的にアートスタッフに来てもらいたいところですが、予算がないために、その後継続することはできませんでした。

対応のポイント

外部の支援者・専門家を施設に紹介する場合、その方の移動にかかる経費や対応についても支払い可能かどうか、必要経費に関することも最初に確認するのが大切です。施設側では、障害者の表現活動を支援する体制を整えていくための予算をどう確保するかが、今後の課題となりました。

相談事例-3　［出展者募集・発表する・広報する］を求める相談

展示会のアドバイスがほしい

相談者

宮城県障害福祉課職員

相談概要

宮城県庁内のロビーで年3回行っている県内の福祉施設のバザー「働く障害者ふれあいフェスティバル」の中で、絵画展示を企画しており、その絵画展の作品募集の協力と実施に関するアドバイスがほしいという相談。

相談者補足情報

前回開催したときにはじめて宮城県内の福祉施設に声掛けしましたが、3点しか作品が集まりませんでした。今回行うバザーでも絵画募集をする予定ですが、どれほど集められるかわかりません。SOUPには、モデル事業でつながりが生まれた作家や福祉施設に声掛けしてほしい、バザーの会場がロビーのため、その壁面を活用しワイヤーレールを使用するなど、活用できるもので展示対応してほしい。

対応フロー

①情報収集：催しに関する概要や協力内容について書面で説明をうけ、どのようなかかわりができるのか、SOUP事務局で条件を検討しました。県内の障害のある人の芸術活動について、その情報を知ることができる機会と捉え、参加型展示会のキュレーターにも依頼をして体制を整えて対応することにしました。

②現場の確認と具体的な段取り：関係者による打ち合わせ、展示する現場の確認を行い、展示作品数の検討やスケジュール、役割分担などを具体的に調整しました。作品展示が充実するよう、SOUPのネットワークを駆使して出展の呼びかけ・額装・展示・返却をサポートすることにしました。

③展示にむけた準備・調整・作業：作品の応募状況を踏まえて、エリアのバランスを考慮することで呼びかけ先の検討を行いました。これまで行った展示会に出展した作家と作品の中から、キュレーターに選定してもらい、段階的に福祉事業所と家族・支援者に連絡をとり、実施にこぎつけました。

対応のポイント

実施までの準備期間や展示環境が限られていたため、展示作品の価値を高めるための工夫にも限界がありました。相談者である県の職員とは準備の工程で随時情報交換を行い、コミュニケーションを図りながらすすめていき、結果、展示を鑑賞するに望ましい額装や環境づくりが実現できました。また相談者が後日、この取り組みを伝えたプレゼンテーションは作家一人ひとりの作品や声に向きあった素晴らしい内容でした。次回はさらに充実した内容になると期待しています。

相談事例-4　［作家の情報］を求める相談

被写体となり、協働してくれる表現者を紹介してほしい

相談者

カメラマン、出版社

相談概要

写真集の制作を検討しており、作家を探しているので紹介してほしいという相談。

相談者補足情報

カメラマン、出版社とも、東京が拠点。カメラマンはこれまでに数冊写真集を出版しており、展覧会の開催や都内でのマーケットの企画にも関わっています。

相談内容

相談者である中村紋子さんは写真集の制作にあたって、障害と健常という境目がなくなっていくこと、人が「つくる」ということの衝動をとらえたいという思いがありました。作家を紹介してほしいとの相談でしたが、どのような表現者を求めているのか、作家の情報提供を行いながら対応していきました。

対応フロー

①相談者の思いをくみとる：相談者は、初回に東京事務局へ来所。まずは、相談者の思いや意向をよくうかがう中で、創作的なもの、新しい人に焦点をあてたいなど、具体的な希望があることがわかってきました。アーティストカードも見ていただき情報提供を行った結果、宮城の作家に会いたいということになり、相談者が近々岩手に行く予定が決まっていたことから、東北事務局へ引き継ぎました。

②撮影のためのコーディネートA：東北事務局では、引き継いだ段階ではまだ写真集の企画内容が確定していなかったため、作品掲載の承諾の判断は後日になるなど、まずは相談者の意向を作家と支援者に正確に伝えるようにつとめました。

②撮影のためのコーディネートB：相談者からは東京事務局でアーティストカードをみせてもらった際に、気になっている作家がおり、その福祉施設・多夢多夢舎中山工房へも見学したいという希望があったので、確認をとりました。その結果、訪問したこの福祉施設で、相談者のアイデアが膨らみ、新たに作品を描いたものを撮影したいという展開になりました。福祉施設側も前向きに協力したいという意向を確認しました。

③事後フォロー：②Aで訪問した作家の作品を仮撮影していたので、その素材を作家へとりつぎました。あわせて、今回の企画の協働は見送ることになりましたが、相談者が作家の作品を高く評価していたことをお伝えし、別の出版物の機会があれば、あらためて撮影をしたいという意向があることをお伝えしました。一方、②Bの福祉施設とは協働制作をすすめることになりました。施設の担当職員が相談者と直接やり取りすることができると判断し、一旦相談支援としての関わりを終了しました。その後、福祉施設の担当職員から2016年夏頃に発行される、ある写真集に掲載予定であると連絡を受けました。また、福祉施設が運営しているギャラリーで、作品展が行われることになり、広報の協力をさせていただきました。

対応のポイント

対応するスタッフが複数になる場合は、相談者の思いや意向など対応の経過を正確に把握することが大切です。また、作家や福祉施設への訪問の際は、時間的に制約があることが考えられるので、調整が必要です。現地で相談者と訪問先（作家、福祉施設関係者）による合意や交渉などがすすむことが考えられますので、どの行程まで関与するのか判断することも重要です。

© 中村紋子

作品展が実現！「タムタムと、めぐるトワル」

トワルとは、オーダー服の仮縫いに利用されたデザインサンプルのこと。トワルを提供した毛皮リメイク店では、年間数百点というトワルを縫製していますが、そのほとんどは廃棄されてしまうそうです。同じトワルは二つとなく、すべて違うかたちをしています。「まっしろなトワルは着られるキャンバス」と捉えた相談者。このトワルの再利用のプロジェクトを知っていた相談者が、「つくること」をテーマにした本のために被写体を探す中で多夢多夢舎と出会い、「トワルに絵を描いてもらったら、ものすごくいいかも！」と思ったことが、今回のきっかけになりました。

会場：ギャラリーdot（仙台市）

開催期間：2016年3月15日（火）～4月5日（火）

相談事例-5　［財源・マネジメント］を求める相談

巨大な壁画制作の仕事を実現できるように支援してほしい

相談者

NPO法人職員

相談概要

相談者の活動拠点がある山元町にスーパーマーケットが新設されることになり、その壁画制作の依頼を受けました。経験がないため、壁画制作に関するアドバイスがほしいとの相談。

相談者補足情報

2014年度のSOUPの参加型展示会で連携した障害のある人たちと関係者が、2015年4月にNPO法人ポラリスを設立。そこを利用する障害のある人たちは、地域の産業と連携した仕事に従事し、一方で表現活動を軸にした仕事おこしにも取り組んでいました。

相談内容

参加型展示会をきっかけに、このNPOの活動を知ったスーパーマーケットの社長さんから、「町内に建設をすすめている店舗の壁画を描かないか」と仕事の機会をいただいたとのことでした。壁面は、復興後に新設されるJRの駅のロータリーに面するもので、高さ2m×長さ35mにもなります。NPO法人にとっては、まったく経験したことのない仕事のスケールなので、どのように進行したらよいのかという相談がありました。

対応フロー

①依頼者の思いをヒアリング：NPO法人の活動のコンセプトは「アートで地域に貢献する」というものです。スーパーマーケットの社長さんもその趣旨に賛同して仕事の機会をつくったとのことでした。社長さんの思いを丁寧にヒアリングし、そのニーズにあった提案ができるように、（1）企画書づくり、（2）会社が拠出する予算以外の活動の必要性（助成金の申請）、（3）プログラムの専門的人材の紹介、（4）壁画制作に必要となる具体的な作業、以上の4点を説明しました。

②専門的な経験値からのアドバイス：壁画がたつ場所はJRの駅に面するパブリックな空間になるため、掲示される壁画内容に客観性が必要であること、壁画は最低でも約10年間の耐久性が求められる材料で制作されるため、その材料と方法を検討する必要性があること、スーパーマーケットの完成にあわせて納品をするために適切なスケジュール管理が必要であること、などをアドバイスしました。

③引き際：NPO法人の助成金申請をサポートし、その助成金が確定した時点で、相談支援としての関わりを終了しました。

対応のポイント

①情報の交通整理：仕事を受託するに至った経緯や、どのような段階まで交渉がすすんでいるのか（あるいは構想段階なのか）、をじっくりときき取り、その内容を整理します。

②段階的なアドバイスも大切：整理した内容に応じて話題提供をします。チーム内の相談員の経験値やスキルを加味して、不足している視点や方法を支援します。さらに段階に応じて、専門家をつなぎ、状況に応じた支援をします。

③相談支援事業（本モデル事業）とNPOの事業とのすみわけ：数回に及ぶ相談のあと、「わたしたちだけでは、すべての事業を実施できそうにない。実際に業務をサポートしてほしい」という要請が相談者からありました。そこで、相談支援の範囲を前述した対応フローの範囲とし、助成金申請の中に企画運営の委託費をあげ、助成金が確定した場合に事業を受託することとしました。その後、助成金が確定したため、NPO法人エイブル・アート・ジャパンは、事業の一部委託を受けて、企画提案書の作成、プロデューサーの紹介、ワークショップの企画運営を実施しています。2016年3月31日現在、納品までのデザイン作成、スーパーマーケットの社長さんと設計チームと連携しながら、壁画を納品する準備をすすめ、相談者であるNPO法人とノウハウを共有しています。

壁画の素材として用いられる予定の、牧稔さんによるきりこ
© MAKI Minoru

相談事例-6　［支援対象］に関係する相談

ファインアート以外の表現に対しても支援してほしい

相談者

著作権研修の参加者で統合失調症である当事者

相談概要

「障害者の芸術活動支援モデル事業」の支援対象はファインアートだけなのかという相談。

相談者補足情報

相談者は3DCGの手法で漫画を描いています。SOUPが実施した「アートと著作権」研修［基本編］に参加した後、SOUPの代表メールに「障害者の芸術活動支援モデル事業の支援対象は、ファインアートだけなのですか」と質問がありました。そこで、電話で主訴をおうかがいし、後日直接お会いしてどのような支援を求めているのか、きいてみました。

相談内容

相談者は、東京のゲーム制作会社で働いていましたが、体を悪くしたのちに統合失調症を発症し、仙台に帰郷したということでした。現在は、手帳を保持し年金を受給していますが、福祉施設に通うことは難しく、自宅にて自分のペースで制作をつづけています。社会的な孤立感を抱えていたところ、SOUPの活動に出会ったとのこと。そこで「アートと著作権」研修に参加し、「芸術活動」の支援対象に3DCGなどの表現者は入らないかと疑問に思い、尋ねてきたということでした。

対応フロー

①相談者の思いをくみとる：相談者は、「統合失調症でも楽しく生きる」をテーマに、自分の病気のことを開示しながら、日々の生活や人生の機微を“ぴよキャラ先生”というキャラクターにのせて、おもにブログで活動を発信していました。

SOUPの事務局チームは、3DCGがどのようなプロセスで完成するかを理解しておらず、またぴよキャラ先生からの「こうした作画の人たちが、今の日本ではまったく支援の対象からはずれているのではないか」という対面での指摘をうけ、このことに向き合うことにしました。

②一緒に考えやってみる：報告書へのケーススタディ掲載を前提として、いっしょに作画づくりに取り組んでみること、また、その作画の素材は、相談者が実際に受講した「アートと著作権」研修の事例編としました。この相談の経過と試作についての計画は、「アートと著作権」研修を構成した弁護士にも報告しすすめました。2回目の相談の際には、ぴよキャラ先生より3DCGの作成のプロセスをききました。おおよその流れは、（1）キャラクターデザイン、（2）ネーム作成（コマ割りや構成のたたき台をつくる）、（3）キャラクターの3DCG化、（4）漫画の作成。実際にこの手順に沿って活動をすすめました。3回目の相談の際には、キャラクターデザインをみせていただき、そのキャラクターをさらに際立たせるために宮城県にひきつけた性格をつくるというアイデアを共有し、再考してもらいました。その結果、ぴよキャラ先生が制作したキャラクターはP.43の通りです。

③やってみたことを社会に発表する：キャラクターが確定した段階で、ネーム作成と調整、キャラクターの3DCG化、漫画の作成、納品としました。その結果、ぴよキャラ先生が制作した漫画はP.43の通りです。

対応のポイント

①相談者の声をきく：「障害者の芸術活動支援モデル事業、その対象はファインアートだけなのですか」という問いは、わたしたち事務局側にとって、とても鋭くこころにささるものでした。なぜなら、社会参加や発表機会の開拓に関するアドバイスを提供できていないことは、単に相談を受ける側の未熟さでしかないからです。そこで、この疑問への対応はわたしたち支援する側のスキルアップの良い機会であるととらえ、前述のように対応しました。

②SOUPの成長と相談者の情報発信：結果、3DCGの作画のプロセス、それに要する道具や時間や費用、また3DCGの業界の事情など、さまざまなことを学ぶことができました。何より、ぴよキャラ先生の持つ絶妙な加減のウィット感覚や、「統合失調症でも楽しく生きる」という障害理解にもつながる姿を紹介できたのではないかと考え、本報告書に掲載することとしました。

今回の事例のきっかけを4コマ漫画化

「アートと著作権」研修［基本編］をもとに「ぴよキャラ先生」が制作したキャラクター

「ぴよキャラ先生」の4コマ漫画：「アートと著作権」研修［基本編］から4つの事例をもとに制作。なお、P.47に研修で使用した事例を掲載しています

chapter 03

創造する力を
つくる、
SOUPの研修。

著作権研修＆ステップアップ研修

SOUPは、人材育成を目的として
さまざまな研修を企画・実行してきました。
ここでは2015年度に行った
著作権などの権利保護に関する研修と、
新たに設置した運営のマネジメントを学ぶことを
目的としたステップアップ研修、
この二つをご紹介します。

自分ごととして考える、著作権研修。

障害のある人の芸術活動のスタイルは、自宅で活動している人、民間のアトリエで活動している人、福祉施設で活動している人などさまざま。支援者も家族、アトリエの指導者、施設職員などです。さらに、SOUPの活動で生まれてきたネットワークには、作品を紹介したいギャラリストやNPO、作品を商用利用したいデザイナーやレンタル事業に展開したい企業など、多彩なバックグラウンドを持つ人たちがいました。

本モデル事業では、障害のある人たちの芸術文化活動に携わる人材に著作権研修を行うことが義務づけられていますが、講座を担当する辻哲哉弁護士との打ち合わせを経て、表現活動とともに生まれる権利である「著作権」について、障害のある・なしに関わらずすべての人に共通の権利として自分ごととして考えることができる、力を育むための方法で研修を実践できないかと考えました。

また、モデル事業1年目の2014年度は、まだまだテーマの認知度が低く参加者も限られていたため、2年目である2015年度も、1年目と同様の内容を「基本編」として実施。さらに、宮城県でも著作権などに関わる相談内容が増加しつつあったため、実際に宮城県内で発生した事例をもとに、著作権の考え方、生かし方を対話形式で学んでいく「応用編」を新たに設定しました。「応用編」には、1年目、または2年目の「基本編」を受講した人のみが参加可能としました。

illustration © NAKASHIMA Toshiya

研修の対象者

自宅で活動している人、民間のアトリエで活動している人、福祉施設で活動している人。支援者で家族、アトリエの指導者、施設職員。また作品を商用利用したいデザイナー、障害のある人の芸術活動の促進を応援したい企業など。

ファシリテーター

辻 哲哉 弁護士
Field-R法律事務所（東京）
NPO法人エイブル・アート・ジャパン理事

第1回 アートと著作権［基本編］

2016年2月10日（水）14：00〜17：00
みやぎNPOプラザ 第2会議室／参加費無料

ある人が絵を描きました。その作品はだれのもの？ 作品を展示したい。だれがどのように決めるの？ 作品を販売したい。だれがどのように決めるの？ 作品の貸出や販売で売上があがりました。売上はだれのもの？
表現活動とともに生まれる権利「著作権」。すべての人に共通の権利。障害のある人のアートが盛りあがりをみせる現在。忘れてはならいない視点を一緒に学び身につけましょう。

第2回 アートと著作権［応用編］

2016年2月25日（木）14：00〜17：00
みやぎNPOプラザ 第1会議室／参加費無料

宮城県にもさまざまな活動が生まれはじめています。事例をもとに権利の考え方、生かし方をディスカッション形式で学んでいきましょう。例えばこんな相談が宮城県でも生まれています… 新聞紙のうえにだけ絵を描く人がいます。商標権や肖像権にビミョウに触れそうなこの作品。ポストカードにして販売してもいいの？福祉施設で、ひとつのテーマで複数の人がイラストを描きました。複数の人の複数のイラストがまぜこぜになって、ひとつの商品ができました。商品の売上はどのように分配したらいいの？

第1回 アートと著作権［基本編］

「基本編」のプロセス

基本編は、①事例編、②資料編、③回答編の三つの資料で構成されます。

Step1: 参加者には、①事例編、②資料編の資料を配布します。

Step2: 一定の時間内で参加者は一つの事例を読み、そこにつづく問いについて考えます。

Step3: 問いについてどう考えたか、講師と参加者による対話形式で回答を探ります。

Step4: 参加者からいくつかの意見や回答がでたあと、②資料編をもとに「著作権」に関する学びを深めました。ときに辻弁護士により、身近な話題でわかりやすい具体的な情報が紹介され、理解を深めていくスタイルでした。

Step5: 最後に③回答編を配布。個人でも組織に帰ったときでも復習できるスタイルとしました。全体で180分の講座となりました。

①事例編は、六つの事例から構成されました。その一部を紹介します。

【事例1】

Oは書店で画家Aの絵画を集めた画集を購入しました。Oは自宅に帰る途中、友人Jと出会いました。Jは、「画家Aは大嫌いで、その絵などみるのもイヤだ」と言って、Oが持っていた画集を取りあげて、破り捨ててしまいました。なお、その絵画の著作権はAに帰属しているものとします。

問1：JはOから法的な責任を問われることがあるでしょうかまた、それは何故でしょうか？
問2：JはAから法的な責任を問われることがあるでしょうか？また、それは何故でしょうか？
問3：Jが破り捨てたものが、画集ではなく、Oが画廊で購入した画家Aの絵画の原作品であった場合は、どうでしょうか？

【事例2】

Oが書店で画家Aの絵画のポスターを購入して自宅に帰ったところ、先日も遊びに来ていた友人Kがその日も訪ねて来ました。Kは、Oの部屋の壁に貼ってあったAの絵画のポスターをみて、「このAの絵はとても素晴らしい。自分の経営する会社のイメージにぴったりだ」と考えて、Oが部屋を外しているすきに、Aの絵画のポスターをスマホで撮影しました。Kは、帰宅後、撮影したAの絵画の画像を会社のホームページのトップ画面に大きく掲載しました。なお、その絵画の著作権はAに帰属しているものとします。

問1：Oに無断でKが上述のことを行うことに問題があるでしょうか？
問2：Aに無断でKが上述のことを行うことに問題があるでしょうか？

【事例3】

Oが書店で画家Aの画集を購入して帰宅すると、友人Lが訪ねて来ました。LはOに、「Aの絵が大好きだ。自宅でゆっくり鑑賞したいので、画集を数日貸してくれないか？レンタル料は後できちんと支払うから」と申し出ました。Oは、Lの申し出を承諾して、画集をLに貸しました。なお、その絵画の著作権はAに帰属しているものとします。

問1：Aに無断でOが上述のことを行うことに問題はあるでしょうか？
問2：その後、画集の貸し出しに関して、OとLとの間で“あるトラブル”が生じることになります。どういうトラブルか想像できるでしょうか？そのトラブルを避けるためには、どうすればよかったのでしょうか？

【事例4】

Oは、画廊で画家Aの絵画の原作品を購入して自宅に帰ったところ、ある美術館に学芸員として勤務している友人Mが遊びに来ました。MはOに、「このAの絵は素晴らしい。ついては、今度のウチの企画展でこの絵画を展示したい。展示期間は1カ月間、貸し出し料は5万円、往復の運搬費用と貸し出し中の損害保険料はウチの美術館が負担する」と申し出ました。
Oは、その申し出を承諾しました。
なお、その絵画の著作権はAに帰属しているものとします。

問1：Aに無断でOが上述のこと（貸し出し）を行うことに問題があるでしょうか？
問2：Aに無断でMの美術館が上記のこと（借り受けた原作品の美術館での展示）を行うことに問題があるでしょうか？
問3：Mの美術館は、Oから借りた絵画の原作品の画像を使って、Aに無断で次のことを行おうとしています。問題があるでしょうか？
a.小冊子を作成して展覧会の来場者に配布すること
b.観賞用のポスター、ポストカード、画集を制作し、販売すること
c.美術館のホームページに画像を大きく掲載すること

※回答はP.56-57にあります

資料編はこんな内容となっています

②資料編は、A4判・9ページで構成されました。

1 著作権は、どういう権利か
2 著作者人格権は、どういう権利か
3 美術の著作物について
4 「誰が著作者か／誰が著作権者か」問題
5 「誰が所有者か」問題
6 「誰と、どういう契約を締結するか」問題
7 表現活動において配慮する必要のある他人の権利とは
＊その一部を紹介します

1 著作権は、どういう権利か

(a) 所有権との比較
- ■建物について「所有権をもつ」と、何ができるか
- ■小説の原稿について「所有権をもつ」と、何ができるか
- ■小説について「著作権をもつ」と、何ができるか

(b) 概念と用語を整理しましょう
- ■著作者は、〈著作者人格権〉〈著作権〉を享有する。(法17条)
- ■著作者とは「著作物を創作する者」(法2条1項2号)
- ■著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(法2条1項1号)

(c) 著作物性の4要件
- (1)「思想又は感情」の表現であること
  - ■自然科学的事実、社会的事実は×
- (2)「創作的」なものであること
  - ■作成者の個性が何らかのかたちで現れていれば足りる
  - ■幼稚園児の絵も○
- (3)「表現したもの」であること
  - ■アイデア、理論、作風、画風それ自体は×
- (4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であること
  - ■4分野に限定されず「文化」の範囲に属するもの

(d) 著作権の特徴
- (1) 方式や登録が不要の権利であること
- (2) 所有権とは別個独立の権利であること
  - ■「発生・消滅」の場面
    - □顔真卿自書建中告身帖事件(最判昭和59年1月20日)
      唐の時代の書家である顔真卿の書の所有者が、所有権に基づきその書の出版の差し止めを求め、その請求が棄却された事案
  - ■「譲渡・移転・使用許諾」の場面
    - □システムサイエンス事件(東京地判平成7年10月30日)
      装置の所有権の移転により、装置の回路基盤に装着されたプログラムの複製物(ROM)もその一部品として所有権が移転するとしても、当該プログラムの著作権が従属、付随して移転するものとは認められないとされた事案

(3)「権利の束」としての著作権 ～歴史的経緯から～

	コントロールを及ぼそうとする行為	支分権の種類	
第1グループ	コピーする行為それ自体	□複製権（21条） ■翻訳・翻案権（27条）	■二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28条）
第2グループ	生の伝達	□上演権・演奏権（22条） □上映権（22条の2） □口述権（24条） □展示権（25条）	
第3グループ	ノン・パッケージによる流通	□公衆送信権（23条） ○放送・有線放送 ○自動公衆送信 ○送信可能化 □公衆伝達権（23条）	
第4グループ	パッケージ（複製物）による流通	〈映画の著作物以外〉 □貸与権（26条の3） □譲渡権（26条の2） 〈映画の著作物〉 □頒布権（26条）	

■同一のモノ・同一の利用行為に複数の権利（者）が働く場合あり

□誤解されがちな「複製権」などの用語

■同一の著作物でも利用行為によって別の権利（者）が働く場合あり

□「ワンソース・マルチユース」

(4)著作物の利用が著作権侵害にあたらない場合あり

■「法定の利用」（支分権として規定された利用）でない用法

・本屋での立ち読み

cf.本屋での「デジタル万引き」

■保護期間が満了した著作物＝パブリック・ドメイン

■著作物の自由利用が認められる場合

□私的使用のための複製（法30条1項）

□検討の過程における利用（法30条の2）

□引用（法32条）

(5)著作権侵害が成立する要件

■『実質的同一性（類似性）』と『依拠』

■故意・過失の要件…「差止」を求めるときは不要

…「損害賠償」を求めるときは必要

第2回 アートと著作権［応用編］

「応用編」のプロセス

応用編は、①事例編、②資料編、③回答編の三つの資料で構成されます。

Step1: 参加者には、①事例編、②資料編の資料を配布します。

Step2: 一定の時間内で参加者は一つの事例を読み、そこにつづく問いについて考えます。

Step3: 問いについてどう考えたか、講師と参加者による対話形式で回答を探ります。

Step4: 参加者からいくつかの意見や回答がでたあと、②資料編をもとに「著作権」に関する学びを深めました。ときに辻弁護士により、身近な話題でわかりやすい具体的な情報が紹介され、理解を深めていくスタイルでした。

Step5: 最後に③回答編を配布。個人でも組織に帰ったときでも復習できるスタイルとしました。全体で180分の講座となりました。

基本編をふまえて、表現の現場で生じる権利について具体的に考える

①事例編は、三つの事例から構成されました。その一部を紹介します。

【事例1】

ここにある絵画の原作品があります。Aは、自分で入手した画材を使ってその絵画をひとりで描き上げた者です。Bは、Aからその絵画の著作権を譲り受けた者です。Cは、Aからその絵画の原作品の所有権を買い受けた者です。

問：以下のことを行ってよいかどうかを決めることができるのは、A, B, Cのうちの誰でしょうか？

①原作品の廃棄

②原作品の画像のインターネット上のサイトへの掲載

③原作品の美術館への貸し出し、美術館内での展示

④美術館での展示に伴って制作する観覧者のための小冊子への画像の掲載

⑤画像をプリントしたTシャツやポストカードの販売

⑥ ⑤に際して、絵画の色彩・構図を変更すること

【事例2】

Pは、民間の絵画教室Cで絵の描き方を学んでいます。ある日、Pは、Cの教室でスイカをモチーフにした絵画を描き上げました。

問1：以下の場合、絵画の著作権は誰に帰属すると考えられるでしょうか？

①キャンバス・絵の具などの材料はCが用意し、創作はもっぱらPが行った場合

②「スイカを絵のモチーフ」にすることを、Cが決めてPに指示していた場合

③CがPにおしえた筆や絵の具の使い方・技法を用いて絵画が制作された場合

④創作的要素の選択・決定は、CとPが相談しながら共同で行った場合

問2：以下の場合、原作品の所有権は誰に帰属すると考えられるでしょうか？

①キャンバス・絵の具等の代金をPが全額負担している場合

②キャンバス・絵の具等はCが購入し、Pはその代金を全く負担してない場合

③ Pが、Cが禁止しているにもかかわらず、Cに無断で、Cの教室の外の廊下に置かれたC所有の冷蔵庫の扉に油性マジックでその絵画を描いたという場合

【事例3】

障害のあるPは、利用している福祉施設Cで絵の描き方を学んでいます。ある日、Pは、Cの施設内の作業スペースで、スイカをモチーフにした絵を仕上げました。

問1：その絵画を販売してよいかどうかを決めることができるのは、誰でしょうか？

問2：その絵画の画像をプリントしたTシャツやポストカードを販売してよいかどうかを決めることができるのは、誰でしょうか？

問3：Pが障害のために意思決定や意思伝達をすることが難しい場合は、どうすればいいでしょうか？

※回答はP.57にあります

資料編はこんな内容となっています

②資料編は、A4判・10ページで構成されました。

1 アートにまつわる権利

2 美術の著作物について

3 「誰が著作者か／誰が著作権者か」問題

4 「誰が所有者か」問題

5 著作権が「侵害」される場合とは

6 商標権の「侵害」が生じる場合とは

7 パブリシティ権の「侵害」が生じる場合とは

8 「誰と、どういう契約を締結するか」問題

＊その一部を紹介します

1 アートにまつわる権利

所有権　＝[物]を無断で[使用・収益・処分]されない権利

著作権　＝[表現]を無断で[複製]されない権利

著作者人格権＝[表現]を無断で[改変]されない権利

その他、表現活動において配慮する必要のある他人の権利とは？

① 所有権

② 著作権

③ 著作隣接権

④ 著作者人格権、実演家人格権

⑤ 商標権、不正競争防止法上の権利

⑥ パブリシティ権

⑦ 肖像権、プライバシー

⑧ 名誉、信用

2 美術の著作物について

(a) 絵画の著作権者の許諾を求めるべきこと

(1) 複製権・翻案権が働く場面

(2) 公衆送信権が働く場面

(3) 展示権が働く場面（★）

美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合（法45条1項、46条3号）

(b) 絵画の原作品の所有者の許諾を求めるべきこと

(1) 所有権が働く場面

・原作品の原作品を譲渡、貸与その他の処分をすること

・原作品の「廃棄」も所有権を持つ者だけが許諾できること

(2) 原作品を美術館などで展示すること（法45条1項）（★）

(3) 原作品を美術館などで展示するのに伴って、観覧者のための小冊子に作品を掲載すること（法46条）（★）

■レオナール・フジタ展事件（東京地判平成1年10月6日）

「小冊子」とは、観覧者のために著作物の解説または紹介をすることを目的とする小型のカタログ、目録または図録といったものを意味し、たとえ、観覧者のためであっても、実質的にみて鑑賞用の豪華本や画集といえるようなものは、これに含まれない旨判示した

(C) 絵画の著作者の許諾を求めるべきこと

(1) 著作者人格権（公表権）が働く場面

(2) 著作者人格権（氏名表示権）が働く場面

(3) 著作者人格権（同一性保持権）が働く場面（★）

(4) 名誉・声望保持権が働く場面

3「誰が著作者か／誰が著作権者か」問題

(a) 絵画の「著作者」が誰か問題

創作的表現を行った者＝「著作者」＝「最初の著作権者」

・材料の提供者？

・アイデア・着想の提供者？

■法人の従業員が職務として制作した著作物

■創作の過程に複数人が関与した著作物

□宇宙戦艦ヤマト事件（東京地判平成14年3月25日）

(b) 絵画の「著作権者」が誰か問題

＝著作権が譲渡・移転等の処分がされているか、の問題

■他人の委託で制作された著作物

・学校、絵画教室の生徒による絵画

・福祉施設の利用者による絵画

＊音楽出版社と作曲家、レコード会社とアーティスト、漫画出版社と漫画家との関係もこれにあたります

4「誰が所有者か」問題

(a) 絵画の「所有権者」とは誰のことか？

■絵画の所有権は絵画の材料の提供者・費用負担者に帰属する、とする考え方

■絵画の所有権は民法246条の規定に従って帰属者を決める、とする考え方

民法246条

他人の動産に工作を加えた者（以下この条において「加工者」という。）があるときは、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する。ただし、工作によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。

2　前項に規定する合において、加工者が材料の一部を供したときは、その価格に工作によって生じた価格を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。

（中略）

民法248条

第242条から前条までの規定の適用によって損失を受けた者は、第703条及び第704条の規定に従い、その償金を請求することができる。

※「資料編5 著作権が『侵害』される場合とは」は省略しています

SOUPの気づき「誰が所有者か」問題

民法246条について、辻弁護士から次のような事例が説明されました。

「Aさんが木の板を買ってきました。Bさんが『いい板だね』と、のこぎりと釘をつかって椅子をつくりました。さて、出来あがった椅子は誰のものでしょうか。ここでは、椅子が10,000円で売れたものとします。答えは材料費1,000円＋価値9,000円。ここではBさんのものとなります。これが民法246条にてらした場合の考え方です」

しかし、次のようなことも講座では議論されました。

例えば、絵画教室を開催している場合で、参加費は無料、材料費も教室が負担しているものとします。

「いいものが出来たね」とA先生、B先生が言いましたが、A先生は「描いた人のものだから持ち帰っていいよ。みんなが楽しんで描いたからそれで良いよ」と言い、B先生は「教室で預かって、オークションで売ります。材料費を教室がだしたから、当然、教室で売上はもらうよ」と言いました。このようにA先生とB先生では、出来あがった作品に対して、見解が異なっています。完成した作品をどうしたらいいでしょうか。

このようなケースもあるので、先生と生徒の中には、絵画教室という場でなんらかの関係があるので、話しあいをしておくことが重要であり、どういう了解をするかを相談して考え決めておくことが重要だということです。

さて、この「絵画教室」を「福祉施設」におきかえて考えてみるとどうでしょうか。

作品を売るか、売らないか。だれが処分するのか。どのような約束をしていたのか。それを考え、決めておくことこそが大切だとわたしたちは改めて考えさせられました。

6 商標権の「侵害」が生じる場合とは

商標権は、
消費者に、その商品とそのメーカー等との関係・結びつきに関して正しく認識・連想してもらうための〈目じるし〉である限りで法律の保護を受ける権利

■「商標的使用」という考え方～商標権侵害になる場合、ならない場合

・「商品」に使用されていない場合

・「商品」に使用されていても商標の機能を害していない使い方の場合

■ポパイ・アンダーシャツ事件（大阪地判昭和51年2月24日）

〈事案〉

「POPEYE」の文字を付記した漫画ポパイの絵を、胸部中央のほとんど全面にわたり大きく付したアンダーシャツの製造販売

〈裁判所の判断〉

もっぱらその表現の装飾的あるいは意匠的効果である「面白い感じ」、「楽しい感じ」、「可愛い感じ」などにひかれてその商品の購買意欲を喚起させることを目的として表示されているものであり、一般顧客は右の効果のゆえに買い求めるものと認められ、右の表示をその表示が附された商品の製造源あるいは出所を知りあるいは確認する「目じるし」と判断するとは解せられない

→商標的使用に該当せず、商標権侵害には当たらないと判断

■ポパイ・マフラー事件（大阪地判昭和59年2月28日）

〈事案〉

マフラーのワンポイントマークに「POPEYE」の文字を使用

〈裁判所の判断〉

商標的使用に該当し、商標権侵害に当たると判断

登録商標	被告標章
POPEYE ポパイ	

SOUPの気づき 著作権の「侵害」が生じる場合とは

研修では、画像を通して、さらにいくつかの事例が紹介されました。「ケロケロケロッピ事件」「博士事件」「すいか写真事件」などです。

すいか写真事件

結論として、「著作権侵害の判断は非常に難しい」ということを会場にいる全員が確認しました。そして、わたしたち参加者は、「どうしてこんなに厳しく判断するのか」という辻弁護士からの説明を注意深くききました。

「ある特定のアイデア、ある特定のありふれた表現、ある特定の文字、ある特定の色彩、ある特定のリズムを、ある一人の特定の人に独占させたとすると、あとから表現する者がこまる。著作権というものは、文化が発達して、創造的な創作をした人が、何らかの報いを得られて、さらに表現のいい循環が生まれて、また創作に打ち込んで、それがさらに買ってくれるものに結びつけば、それで食べていくことができる……。世界はそれで成り立つといいなあ、という思いでできているものです。

他方、『そうでもない』表現をつくりだす人に、変な独占をさせて、あとから似たような表現をする人に表現させないようにすると、文化活動や表現活動が窒息してしまいます。そのような配慮も同時にしている、というのが著作権の考え方です」

著作権の「侵害」が生じる多様な類例を見聞したことで、わたしたちのような作家の活動を社会に広げたり価値に結ぶための支援側は、どのように活動するのかを思い描く時間となりました。

7 パブリシティ権の「侵害」が生じる場合とは

パブリシティ権は、
①ブロマイド・写真集等への出演
②自分の氏名・肖像を商品化の目的での使用許諾
③CMなどの他人の広告活動への出演・関与（推奨等）
等による有名人の経済的な活動（=タレント活動）に対する妨害からの保護が必要となる限りで法律の保護を受ける権利

■ピンク・レディー事件（最判平成24年2月2日）

〈事案〉

・週刊「女性自身」の誌面の3ページに「ピンク・レディー de ダイエット」と題する記事を掲載

・記事は、タレントがピンク・レディーの5曲の振り付けを利用したダイエット法を解説することなどを内容とするもので、記事には、ピンク・レディーを被写体とする14枚の白黒写真が掲載

〈裁判所の判断〉

・肖像等を無断で使用する行為は、

①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合

②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付する場合

③肖像等を商品等の広告として使用する場合

など、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合にのみパブリシティ権を侵害する、との判断基準を示した

・本件の週刊誌記事では、

（1）上記記事の内容は、上記週刊誌発行の前年秋頃流行していた、上記歌手の曲の振り付けを利用したダイエット法を解説するとともに、子供の頃に上記歌手の曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するというもの

（2）上記写真は、約200ページの上記週刊誌全体の3ページの中で使用されたにすぎず、いずれも白黒写真であって、その大きさも、縦2.8cm、横3.60cmないし縦8cm、横10cm程度のものであった。

→この（1）、（2）など判示の事実関係の下においては、専ら上記歌手の肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、当該顧客吸引力を排他的に利用する権利（いわゆるパブリシティ権）を侵害するものとはいえないと判断

SOUPの気づき パブリシティ権の「侵害」が生じる場合とは

宮城県の障害のある作家の中では、著名なタレントの名前や俳優の名前を絵画の画面上にかきこむ事例、著名なタレントの写真の上にペインティングしている事例などがでてきています。講座の中では、この権利についての印象的な考え方が辻弁護士から述べられました。

「例えば、ある薬局で、『芸能人〇〇さんのおすすめ！〇〇さんが使っているシャンプーです』と無断で宣伝し、販売するのはNGです。タレントは、ブロマイドや写真集などへ出演したり、商品化を許したり、商品の広告に出演することでタレント活動をしています。タレントは、消費者に良いメッセージを発することに大変な努力を払っています。つまり、タレントの氏名・肖像には、消費者の注意・関心を引きつけて、商品化や広告宣伝の効果をあげるパワーが宿っているわけです。そのパワーを無断で他人に横取りされ、使用されてしまわないようにするための権利、これがパブリシティ権なのです」

障害のある表現者は、タレントの名前を書いている場合にどんな意図で描いているのでしょうか。そのタレントが好きで好きでたまらないという意味で描いている場合もあれば、タレントの名前が記憶の中に残る記号のように捉えられ描かれているかもしれません。さまざまな場合があるでしょう。しかし、これらの作品を、表現する人またはそれを支援する人（例えば障害のある作家本人や家族や福祉施設職員やNPOなど）が複製したり商用利用する場合には、場合によって権利処理をする必要があるということを踏まえておく必要性を感じました。また、その考え方や判断のあり方のバリエーションを講座で学べたのではないかと考えています。

8 「誰と、どういう契約を締結するか」問題

（a）そもそも「契約」とは

（b）いま、必要なのは、どういう種類の契約なのか

〈所有権などに関わる契約の主なもの〉

①売買契約

②賃貸借契約（ないしりース契約）

③委託販売契約

〈著作権などに関わる契約の主なもの〉

①著作権譲渡契約

②著作権利用許諾契約（ライセンス契約）

③出版権設定契約

④著作権管理委託契約

〈その他の契約〉

・贈与契約、寄贈に関する契約

・制作請負契約／制作委託契約

（c）誰が契約の当事者であるべきか

その契約で必要とされている権利について処分権限があるのは誰か

例）ある絵画の著作権（複製権）が働く取引に関する契約

→その著作権（複製権）の処分権限が誰にあるか

例）ある絵画の所有権が働く取引に関する契約

→その所有権の処分権限が誰にあるか

例）ある絵画の著作者人格権が働く取引に関する契約

→その著作者人格権の処分権限が誰にあるか

（d）契約書が必要か、契約書に何を記載するか

■契約書の5WIH

「誰と誰が」、「どの作品について」、「いつ（いつからいつまで）」

「何をして」、「その代金をいくら」、「いつ支払うか」等々

例）絵画の賃貸（レンタル）に関する契約書：あるべき記載事項とは

例）著作物の商品化ライセンス契約書：あるべき記載事項とは

（e）契約に向けた力関係、交渉力、判断力、情報、専門知識の不均衡の問題

■「相場」のある取引と「相場」のない取引

□「契約書は、立場が強い者のために作るものなのか」

（f）成年後見制度の利用を検討するべき場面

SOUPの気づき
「誰と、どういう契約を締結するか」問題

「契約書」というと、少し他人行儀で、また作業としても負荷を感じると思う人がいるのではないでしょうか。講座では、「契約とは、ひらたくいうと『約束』のことです」という確認がありました。また、なぜ契約書が必要なのか、次のようなことをわたしたちは確認しあいました。

とかく、「人」は言ったことを忘れるもので、「法人」であると今度は担当者がかわることがあり、そのため、難しい内容、とりわけ財産にまつわるものは、なるべく書面にしておくのが良いということです。また、「契約書は相手をまもることにもつながる」という言葉も印象的でした。なるほど、自分たちが、作品を知ってほしい、展示してほしい、買ってほしいなど、こうしたい・ああしたいと思い描く目的のためには、それについてパートナーシップを結ぶ相手方と、互いの約束を丁寧に確認して、みえるようにしておくことは大事なのだと、参加者一同大きくうなずく瞬間でした。

研修をふりかえって、腑に落ちたこと。

本モデル事業では、「著作権などの権利保護に関する研修」が義務付けられていますが、辻弁護士との対話では「著作権とは、表現を無断で複製されない権利」ということばが確認されました。つまり、著作権というものは〈保護〉の視点と同時に、〈表現者との確認や了解のもとに複製することができる権利〉との視点もあるということです。この権利の意味と価値を、宮城県の障害のある当事者や支援者とじっくりと考え、共有する時間となりました。

わたしたちは、2011年から東日本大震災で被災した障害のある人や福祉施設の表現の社会化とビジネスにチャレンジするために、著作権の利用許諾事業の仲介を実施してきました。したがって、モデル事業2年目をむかえて、ようやく「著作権などの権利保護に関する研修では、著作物などを保護するための内容に限らず、権利を行使する考え方を学ぶものでもよい」ということを提言できたと思います。

創造する力をつくる、SOUPの著作権研修。その答えは、これからのSOUPと宮城の実践者たちの活動によって、みえるかたちとなってくると考えています。

柴崎由美子（NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事）

第1回　アートと著作権［基本編］回答

【事例1】

問1：不法行為責任（交換・修理もしくは損害賠償請求等）を問われる。Oの所有権侵害にあたるから。

問2：法的な責任は問われない。Aが著作権・著作者人格権を有するとしても、これらの権利は著作物の複製物の毀損に対して働かないから。名誉毀損等の責任も負うとも考えづらい。

問3：Oからは不法行為責任を問われる。Aからは法的な責任は問われない。著作権・著作者人格権は、原作品の毀損に対して働かないから。

―

【事例2】

問1：問題なし。絵画の原作品もしくは住居の所有権侵害と評価することは困難。

問2：問題あり。スマホでの撮影行為は複製にあたり、著作権（複製権）侵害にあたる（当該事例の複製は私的目的複製の要件を充たさない）。また、ホームページへの掲載は、著作権（自動公衆送信権）の侵害にあたる。

―

【事例3】

問1：問題なし。当該事例の「公衆」に向けてでない貸し出し（レンタル）は、著作権（貸与権等）の侵害とは言えない。

問2：原作品の貸し出し（レンタル）の条件（貸与期間、レンタル料の金額・支払時期など）について、OとLそれぞれの理解に相違があることに原因するトラブルが生じることが予想できる。トラブル回避のためには、契約書を作成しておくことが望ましかった。

―

【事例4】

問1：問題なし。当該事例に見られる原作品の貸し出しは、著作権（貸与権）の侵害とは言えない。問2：問題なし。原作品の美術館内での展示は、著作権（展示権）の侵害とは言えない。

問3：a. 問題なし。著作権法46条

b. 問題あり。著作権（複製権等）侵害にあたる。

c. 問題あり。著作権（複製権・自動公衆送信権）侵害にあたる。なお、絵画の譲渡又は貸与の申出の用に供するために行う、所定の大きさ・画素数以内の画像（サムネイル画像）の掲載が許容される場合がある（法47条の2）

第2回　アートと著作権［応用編］回答

【事例1】

① C（所有権者）
② B（著作権者）
③ C（所有権者）
④ C（所有権者）
⑤ B（著作権者）
⑥ A（著作者）

―

【事例2】

問1：創作的表現を行った者＝「著作者」＝「最初の著作権者」

※絵画教室の生徒の創作物については、ふつう職務著作の要件は充足しない。

① Pに著作権が帰属
② Pに著作権が帰属
③ Pに著作権が帰属
④ CとPの共同著作物→CとPが著作権を共有

問2：① Pに所有権が帰属。

②一律には決めがたい。CとPとの間に原作品の所有権の帰属に関する契約・合意があれば、それに従って所有権者を定めることとなる。明示的な契約・合意がない場合は、その絵画教室と利用者との関係等の諸事情に照らして、黙示的な契約や合理的な意思を探求することを通じて、CとPのいずれが所有権者と考えるに相応しいのかを決することになる。

③民法246条を手がかりに、その絵画の原作品を成している冷蔵庫の所有権を考えることになると思われる。中古の冷蔵庫の価値、また、絵画の創作の価値の評価によっては結論が左右されるが、その冷蔵庫の美術品としての価値がよほど高く評価されるようなケースを別にすれば、冷蔵庫の元の所有権者であるCに所有権が帰属すると考えるべきケースがほとんどではなかろうか。

―

【事例3】

問1：原作品の所有権者がそれを決定できる。

→CとPのいずれが所有権者かの問題

→CとPとの間に創作される原作品の所有権の帰属に関する契約・合意があれば、それに従って所有権者を定める。明示的な契約・合意がない場合は、一律に決することは難しく、その福祉施設と利用者との関係等の諸事情に照らして、黙示的な契約や合理的な意思を探求することを通じて、CとPのいずれが所有権者と考えるに相応しいのかを決することになる。Pが所有権者だと判断される場合でも、Cが、Pの承諾・同意を得てPに代わって原作品の販売を行いうる場合（販売業務の委託等）もありうる。

問2：著作権者がそれを決定できる。

→PとCのいずれが著作権者かの問題

→「著作者」＝「最初の著作権者」

※福祉施設の利用者の創作物については、ふつう職務著作の要件は充足しないと考えられる。著作権は、まず創作者であるPに帰属する。PとCとの間に、Pの著作権をCに譲渡・管理委託等をする契約・合意が存在していれば、問2の事項はCが決定できることになるが、そうでない限り、著作権者であるPがこれを決定できる。

問3：事情によっては、成年後見制度の利用を検討することになる。

あしたの一歩のために、ステップアップ研修。

宮城県内で2014年度、2015年度と研修を続けるなか、障害のある人・家族、市民による小さなグループは、運営のマネジメントを学ぶ必要性があるのではないかと感じてきました（＊）。そこで「ステップアップ研修」と称し、活動を支える人材をどのようにして探すのか、活動に必要な資金調達はどうしたらいいのか、また充実した活動とともに必要となってくる組織化とはどのようなものなのかを学ぶ内容としました。

宮城県には約800のNPO法人があり、それらを支援するNPOセクターが県内12カ所に設置されています。宮城県の社会資源として、こうしたセクターや情報サイトの活用法を具体的に知ってほしい、そこから自分たちの活動に不足している視点や資源を得てほしいという思いからプログラムを構成しました。障害のある人で自ら作家活動をしている人、任意団体で活動をしている人、福祉施設で活動している人、作家の作品のアウトプットに関心のある人など、多岐にわたる人たちが参加しました。

＊社会福祉施設の多くは、サービス事業のなかで芸術文化活動の機会を提供し、仕事づくりの一環として活動に取り組んでいるため、人材は福祉施設職員が兼ねたり専門的な人材を非常勤として招いたりなど、施設運営の範囲で予算確保している場合が多いが、宮城ではそれにあてはまらない団体もあることがあったため。

illustration © NAKASHIMA Toshiya

研修の対象者

自宅で活動している人、民間のアトリエで活動している人、福祉施設で活動している人。支援者で家族、アトリエの指導者、施設職員。また作品を商用利用したいデザイナー、障害のある人の芸術活動の促進を応援したい企業など。

講師

左：柴崎由美子（NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事）
中：大久保朝江（認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる代表理事）
右：菊地竜生（特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター）

障害のある人たちの芸術文化活動支援・ステップアップ編

2016年3月3日（木）14:00〜16:00
みやぎNPOプラザ第1会議室／参加費無料

芸術文化活動には、場所、材料・道具、支援者、財源など、発表のためのマネジメントに必要なことが数多くあります。しかし、地域の文化施設や社会教育施設の資源や人材を活用してできることや工夫できることもたくさんあります。さらに、こうした活動を支えるための資金を助成金や寄付というかたちで集めることで、充実した活動を継続することも可能になります。
わたしたちが住む宮城県で芸術文化活動を豊かに推進するために、芸術文化セクター、市民活動セクター、企業などの支援や資源を、みなさんの活動に生かしてみませんか。

はじめに
障害のある人たちの芸術文化活動に必要な支援の視点とは？

はじめに、わたしたちエイブル・アート・ジャパンが、障害のある人たちの芸術文化活動に向きあうときに大切にしている視点をお伝えしました。
障害のある人の表現活動を支えることには「生活と向きあう、成長と向きあう、人生と向きあう」側面があり、「作品はその人そのものである」という視点を大切にしているということ。またここを基点に活動すれば、原画の発表、販売、二次利用は作家としての自律と価値づくりにつながる素晴らしい仕事であると実感できることです。ときに、こうした活動は、日常生活やケアの仕事のなかで充実した笑顔や成長にふれるときの喜びを得ることにもつながります。
しかし、こうした発表、販売、二次利用などに関する仕事は、作家の意見や支援者側の思いや理屈がある一方、社会や市場の約束事と折りあうことが重要になってきます。このことを踏まえて研修内容を構成したことをお伝えしました。
次にエイブル・アート・ジャパンでは、実際に障害のある人たちの芸術文化活動に必要な支援の視点と、マネジメントのプロセスとを次のように分類し紹介しました。そして、支援のポイントを三つに整理し、それぞれ担当の講師が研修を進行しました。

（1）障害のある人たちの芸術文化活動に必要な支援の視点

1	場所	自宅・民間のアトリエや貸スペース・福祉施設・公共施設など
2	材料・道具	生活のなかにあるもの、企業のなかにあるもの、NPOの支援にあるもの
3	可能性をひきだす人	みまもる眼・環境をつくる人・発見する人・社会につなげる人・応援する人など
4	仕組みづくり	たくさんの人が集まれば約束事や役割分担が必要
5	財源	目標の達成には資金は必要
6	マネジメント	たくさんの参画者を生かすためにマネジメントの視点は重要

対応のポイント

1	意識づくり	こうあったらいいな、という意識をもつ。組織になると理念になる
2	仲間づくり	同じ意識をもつ仲間をつくる。仲間を持てば夢は具体的な目標になる
3	モノづくり	こうあったらいいな、を具体的にやってみる。実践の連続！
4	仕組みづくり	やれば新しい課題がみえる。継続するためには、現実の人や事業を補強するための組織のスタイルを検討。約束事や役割分担をする
5	自分づくり	こうあったらいいな、が実現できることは自分の人生や社会の充実に！

支援のポイント1
おもに材料・道具、発表の機会提供から

個人でも任意団体でも、工夫によって得られる材料・道具があります。また、特定の芸術団体に所属していなくても、評価・発信につながる公募展が全国でいくつか開催されています。具体的な方法や機会を知り、日々の活動に生かしましょう。

（1）材料・道具の提供（紙、画材、資金）

①生活の中にあるもの、②企業の中にあるもの、③NPOの支援にあるもの、の特性を見定め活用しましょう。

—

①生活の中にあるもの
キーワード：各家庭に、材料・道具は案外、埋蔵している！
・絵の具、紙、キャンバスなど。活動資金集めの際に行うバザーやミニコミ誌などで、具体的にほしいもの、不足しているものをアピール

—

②企業の中にあるもの
キーワード：製造の現場の端材、製品のローテーションに生まれるモノをチェック！
・地域の印刷屋さん：断裁したあまりの紙、コピー機のメーカー：廃盤になった機種のロール紙、学校まわりをする画材屋さん：メーカーからもらうサンプル
・企業などが引っ越しをする際の事務用品、ワークショップや研修会で使用した筆記具（マジック、ペン）など

—

③NPOの支援にあるもの
キーワード：中間支援組織がモノ・資金を提供している場合がある！
・エイブルアート・アワード：「画材支援の部」として油絵具やアクリル絵の具の現物提供、「小さなアトリエ支援の部」として任意団体にも資金提供
・損保ジャパン日本興亜ちきゅう倶楽部（公益財団法人パブリックリソース財団内に事務局）による「Heart&Artsプログラム」：美術、音楽、舞台活動などにも資金提供（任意団体含む）。

（2）発表機会の提供（個展の支援、公募展）

何を目的に発表するのか、その目的に応じて機会を使い分けましょう。

—

①活動する仲間同士の変化や成長を確認するものとして、一人またはグループで、展覧会（自主／企画）

—

②宮城県、仙台市、福祉系協会などが主催する、障害のある人たちの社会参加を目的にした展示会
・「障害者による書道・写真・絵画コンテスト」（宮城県）
・福祉まつり「ウェルフェア」（仙台市）など

—

③すぐれた障害のある作家の発掘や表現の質を評価する目的で開催される大規模公募展
・ポコラート全国公募（主催：千代田区、アーツ千代田3331／2011～）
・ビッグ・アイ.アートプロジェクト公募作品展（主催：国際障害者交流センター ビッグ・アイ）
・産経はばたけアート公募展（主催：社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団）
・東北障がい者芸術公募展（主催：Art.to.You!東北障がい者芸術公募展実行委員会※現・非営利型一般社団法人東北障がい者芸術支援機構／2014～）
・なかがわまちアートフォレスタ（主催：認定NPO法人もうひとつの美術館＊3年に一度）など

—

④障害のある人の表現の世界観をまるごと紹介する個展開催支援
・エイブル・アート・アワード「展覧会支援の部」（1998～）など

—

⑤障害者という枠にこだわらず、表現者として作品評価に挑戦
・宮城県芸術祭絵画展・彫刻展（主催：公益財団法人宮城県芸術協会、宮城県、仙台市、河北新報ほか）
・芸術文化団体の公募展など

（3）商用利用（商品やノベルティ、CSR通信やカレンダーへの提案、企業へのレンタル）

何を目的に商用利用するのか、その目的に応じて使い分けます。最近の潮流としては、やりがいをつくることや工賃をあげる目的で、作品を生かした商品化や二次利用が活発化しています。しかし、企業など第三者との取り組みでは、対価に応じたリターンがなければ継続が難しい場合が多いです。
めざす目的に応じて類似事例を分析し、自分たちの活動に生かせる仕組みや事業を研究しましょう。

—

①アーティストや団体のプロモーションの先進事例
・クラフト工房La Mano（NPO法人La Mano／東京都）
・工房集（社会福祉法人みぬま福祉会／埼玉県）
・クリエイティブサポートレッツ（NPO法人クリエイティブサポートレッツ／静岡県）
・やまなみ工房（社会福祉法人やまなみ会／滋賀県）
・たんぽぽの家アートセンターHANA（社会福祉法人わたぼうしの会／奈良県）
・工房まる（NPO法人まる／福岡県）など

—

②社会的波及の一環で公募形式、ネットワーク型展開の事例
・アートビリティ（主催：社会福祉法人東京コロニー／1987年～）
・エイブルアート・カンパニー（主催：3つのNPOによる共同事業／奈良・福岡・東京・東北に事務局／2007年～）
・株式会社ふくしごと（福岡の企業・NPOによる設立／2015年～）など

（4）組織を支える支援（パソコン、複合機、ソフトの提供）

企画書、申請書、プレゼンテーション資料、チラシ、ウェブサイト、会計報告など、パソコンを使用した作業は必須の時代になっています。上手に寄贈プログラムを活用しましょう。

—

①認定NPO法人イーパーツ
URL: http://www.eparts-jp.org/
・「リユースPC寄贈プログラム」：ノート型パソコン、OSのライセンス、Officeのライセンス、VirusBusterのライセンス付
・「複合機寄贈プログラム」：電話付き複合機、多機能インクジェットプリンター、レーザーモノクロプリンターなどの提供（手数料は1,000円～5,000円）

—

②認定NPO法人日本NPOセンター（Tech Soup Japan運営団体） URL:http://www.techsoupjapan.org/
・市民セクターへのIT支援プログラムとして、世界規模で展開されているソフト・サービス支援プログラム。NPO法人、社会福祉法人、公益法人へ通常価格の約1割でソフト寄贈仲介を行うプログラム。Office 365やGoogle for Nonprofitsなどの非営利団体向けサービスも提供。

講師：柴崎由美子
連絡先：
NPO法人 エイブル・アート・ジャパン／エイブルアート・カンパニー／東北
〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
みやぎNPOプラザ内 No.16
TEL. 070-5328-4208　MAIL: soup@ableart.org
URL: http://soup.ableart.org/
NPO法人 エイブル・アート・ジャパン／エイブルアート・カンパニー／東京
〒101-0021 東京都千代田区外神田6-11-14
アーツ千代田3331 #208
TEL. 03-5812-4622　FAX.03-5812-4630
MAIL: aaj@ableart.org.jp
URL: http://www.ableart.org/

支援のポイント2
おもに場所、人的資源から

宮城県にある公共施設や社会教育施設、市民活動スペースなどを積極的に活用しましょう！また県内にあるさまざまな団体やNPOと連携することで支援者や発表の機会と出会うこともあります。市民活動セクターの上手な活用法を学びましょう。

（1）はじめに～NPO活動の課題「ひと」「資金」は永遠の課題？

「みやぎNPO情報ライブラリー」は、NPO・市民活動団体から団体に関する情報を、地域の市民・企業など社会一般に公開・発信する情報発信支援システムです。情報公開をすすめることで、NPOの信頼性を向上させ、社会からの支援を受けやすくするためにつくられました。このライブラリーは日本財団が設置している公益活動コミュニティサイトCANPANのデータベースと連動しており、団体の基本情報はインターネットでも公開されています。
図1は、NPO向けに調査を実施しそれをグラフ化したものです。図の上部は「不足しているもの」、図の下部は「充足しているもの」ですが、この調査と分析からNPOの課題は、大きく「資金」「ひと」「広報」の三点であることがわかります。ここでは、とくに「場」と「ひと」の情報を得るために、どのようにNPOセクターを活用するか、考えてみましょう。

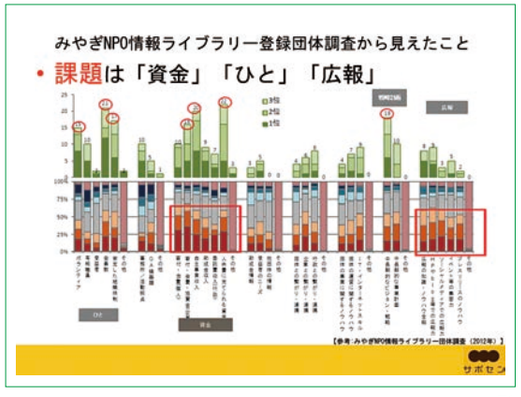

図1

（2）活動に関わる人材の種類を考えてみましょう。

単純に「人材が足りない」ではサポートは得られません。どのような性質の、どのような役割の人材が、何人くらい必要か、など具体的な像を描くことが大切です。ここでは、市民活動に必要な3種類の人材を考えてみましょう。

—

①活動者：実際に活動を行う人
・プレーヤー：個人や団体が持つビジョンをもとに、具体的な事業活動を行う人
・事務方：上記のプレーヤーの動きの基盤となり、持続可能性を高める、総務、経理、労務などの裏方役

—

②フォロワー：活動者の動きに興味関心を注ぎ、自分たちが持つ資源を提供してくれる人
・サポーター：寄付者（金銭、物品など）、イベント参加者（顧客）、情報拡散者（SNS活用など）
・アドバイザー：活動の困りごとに対して、適宜サポートしてくれる人、ご意見番
・メンター：活動者と伴走し、適切な方向に導いてくれる人
＊概念は広いほどいい。また、フォロワーは「投資」する人、すなわち社会的成果をもとめるパートナー。「提供」とは違い、「投資」はリターンを求めるため、投資にどんなお返しをしていくのかを考えるのは大切。こんな社会の課題を解決した、社会が変わったなど報告が重要。

—

③当事者：課題を抱えた当事者
・市民活動では当事者＝受益者ではない。
・未来像や課題に気づいた人が、実際に活動していくことにより、「活動者」や「フォロワー」になるケースが多い。
＊当事者自体が未来を切り開いていく事例も。

（3）情報の探し方！「ひと編」

どのようにして「ひと」を探せばいいのでしょうか。個別に探すより、情報の塊すなわちプラットフォームから検索していくのが、効果的かつ効率的です。

・みやぎNPO情報ライブラリー（掲載数107件）
　http://www.minmin.org/
・みやぎNPO情報ナビ（掲載数626件）
　http://www.miyagi-nponavi.jp/
・みやぎNPO情報ネット（掲載数780件）
　http://www.miyagi-npo.gr.jp/
・仙台市市民活動センター「団体情報ファイル」（掲載数約4,000件）

常時、200種ぐらいのチラシを掲示。イベントが終われば入れ替わるが、掲示を終えた紙媒体は主催団体ごとにIDをふって、団体ごとのファイルにアーカイブしています。＊活動停止含

（4）情報の探し方！「場編」

どのようにして「場」を探せばいいのでしょうか。ここでは、活動の「場」、相談の「場」、発表の「場」に分類して紹介します。

	場	概要	活動の場	相談の場	発表の場
1	市民活動支援センター	宮城県内12カ所	○	△	△
2	宮城県内ギャラリー	参考サイト：みやラボ	△	△	○
3	社会教育施設	宮城県美術館創作室	○	○	○
4	企業スペース	クラックス、プロミス、東北電力の運営スペース	△	×	○
5	コワーキングスペース	仙台市内5カ所	○	△	×

（5）おわりに ～木を育て森をつくろう。

地域づくりには「土の人」、「風の人」が必要というのはよくいわれる言葉ですが、美術家の藤浩志さんはここに「光の人」「水の人」が必要といいます。特に「水の人」は興味関心を注いでくれる人、つまりフォロワーです。この方々がそろうと、地域に埋まっている種から芽吹き、木が育ち、ここで育まれた木は茂り、やがて森になるのです。そして森は、その森自体が地域を形成する「環境」となり、さらに人の営みが生まれる。これをNPOに照らせば、はじめは小さな活動でも、それを育み育てれば、その活動自体が「環境」になっていくと考えることができます。障害のある人たちの芸術文化活動も、こうした環境づくりのために、ひとつひとつ丁寧に継続していくことが大切だと考えています。
普段、まちなかのサポートセンターに居ますので、ふらりと気軽に立ち寄ってください。

講師：菊地竜生
連絡先：
仙台市市民活動サポートセンター（通称：サポセン）
さまざまな分野の市民活動・ボランティア活動の支援施設です。「自分たちの住む街や社会を、もっと良くしたい」そんな市民の自発的な活動を応援します。
〒980-0811　仙台市青葉区一番町四丁目1-3
開館時間：9:00～22:00（月～土）/9:00～18:00（日・祝日）
TEL. 022-212-3010　FAX. 022-268-4042
休館日：毎月第2・第4水曜日・年末年始
指定管理：特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター

支援のポイント3
おもに財源、組織運営から

芸術文化活動を支えるためには、資金も必要です。助成金や寄付というかたちで資金を集めることで、充実した活動を継続することもできます。助成金をとるための講座、寄付をうけるための団体の設立など、財源や組織運営に関わる情報をキャッチしましょう。

（1）はじめに ～市民活動とはなにか

地域にはさまざまな問題や課題があります。この課題解決へ向けて行動するのが「市民活動」であり、この市民活動には、環境問題、高齢者の問題などいろいろな分野があります。
この市民活動では、ひとりで解決できることと、関わりがないと解決できないことがあります。地域の課題をだれかが感じ、みつけるわけですが、もしそれが一人では解決できない場合、賛同を得て何人かで解決していきます。複数になればなるほど、それぞれが意見や存在価値をしめすので合意形成は大切になります。市民活動で重視するのは、それぞれの価値判断を大事にしながら、みんなで決めたことをみんなですすめていくということです。これを「市民活動」といっています。
また、こうした活動は、通常は簡単に解決できることではないので、継続することになります。この活動の継続のためには、やっていく「ひと」と「資金」が必要で、これをどうするのかが課題になってきます。

（2）資金はどんなカタチで生み出されるか

●種類と特徴

種類		特徴
1	会費	・自分たちで拠出していくもの ・動く人が出す場合もあれば、労力は提供できないけれど拠出する人もいる ・意思決定に参加する人、応援だけする人もいる
2	寄付金・協賛金	・共感して賛同により拠出されるもの
3	自主事業収入	・NPOは、ここが得にくい ＊例えば「電話相談」などは、お金に結び付かないがとても重要な活動
4	委託・指定管理事業等収入	・主体は委託者 ・民間も行政もある ＊ここは収益が期待されるところ
5	助成金・補助金（行政）	・主体は団体 ・震災後、被災3県は大きな助成金・補助金が動き、助成金の額が増えてきている、寄付金が増えている ・震災前にはみられなかった、震災後の現象

ここで注目したいのは、自分たちが出さない、つまり「他人のお金」は簡単にだれでもらえるわけではないということです。お金をだす人たちは、次のようなことを考えて決めます。

・今、必要な活動であるか。
・この活動でこの地域はどう変わるのか。
・それが実現する活動内容は適切か。
・本当にできるだけの体制があるのか。
・結果として、どんなことがもたらされるか。

そして、こうしたことをわかってもらうためには「企画書」が必要になります。一人の人にだけ伝える場合には、その人に丁寧に向きあえばいいのですが、一時に多くの人にわかってもらう場合には、「文字としてください」、「文書としてください」といわれるものです。例えば、地元の支店に「お金を下さい」というと、「私たちは支店で、こうしたことは本社が決めますから本社に伝えるために企画書をください」と言われる場合があるのではないでしょうか。

（3）企画書には何を書くか

●企画書のポイントは以下の通りです。

ポイント		詳細
1	今の状況は	その地域がどんな状況なのか、抱えている課題はなにか。NPOが課題と感じることが客観的に捉えられているか ・実数の把握 ・対象者の実態把握
2	どう変えたいか	課題をどのように解決しようとしているのか ・課題を抱えている対象者が望む姿 ・社会的環境を考慮し、可能な範囲を定める ＊ここはダメ、あそこはダメだと指摘するばかりではなく、ダメだからこういう風にしていきたい、その提案ができるかが大事。だれかが変えてではなくて、自分たちがどう変えていくか、具体的な中身を提案する ＊お金をだしてくれる人たちに、提案後にこうなる、こうだ！と具体的にひきよせたカタチをみせるのが大事
3	どのような方法で	変えていきたいことの中身を具体的に提案していく ・対象：だれのために ・実施形態：講演会、ワークショップ、パネルディスカッション、展示、研修会、体験会、調査・研究、相談会、冊子発行、ツール作成、サービス事業 ・実施時期：いつ、どこで
4	どのような姿をめざすのか	実施後、地域にとってどんな成果が期待されるのか。事業実施は、団体に何をもたらし、今後の活動継続にどうつながるのか
5	どのくらいかかるのか	企画書でやりたいこと、それをやるにあたっての積算、この二つを明らかにすることが大事。事業を実施できる予算建て、項目の予算額は、妥当な金額と数量によって算定する 例：【事業にかかる経費】 ・講演会の場合；講師料、交通費、宿泊費、食事費、会場費、付帯設備日費、資料作成費、看板、花代など

5	どのくらい かかるのか	＊どのくらいお金がかかるか、尋ねられた時、すぐにお金がでないと中身をつめていないことになります。根拠のないどんぶり勘定はすぐに見破られてしまいます。積算ができるということは、社会を知っている、確認できていることの信頼の証になります ＊人件費は一時間あたりどのくらいの金額がかかるか。これをするのにどれくらい時間がかるかを見積もります ＊人のお金をつかう場合には、ここまでやらないともらえないものです。いいことをやっているではダメで、目標、人、お金のバランスがいると考えましょう
6	だれが するのか	実施体制を整える ・だれが総括か　　・関わる人の確定 ・それぞれの役割分担　・資金管理者 ＊人員が確保できるか、企画をねって助成金は申請すべきものです
7	実施 スケジュール	実施するにあたり、段取りを月ごとに計画する ＊ゴールをどこに据えるか、逆算しながらさかのぼって考える

（4）資金を得るには素性を示す

資金提供者は、まずどんな団体であるかをみるものです。その場合、自分の団体は「他から知られていない」という前提にたち、自分の団体を紹介することが良いでしょう。

◆団体概要	ミッション・組織の沿革・体制・メンバー等
◆事業報告	⇒1年間にどのような事業を実施したのか、数字を含めた記録が必要 ⇒組織の体制や意思決定状況もあればなお良い
◆決算	財務諸表の作成⇒正確な会計処理が求められる NPO法人会計基準に基づく報告が望ましい
◆情報発信 及び公開	インターネット活用の普及 ⇒年代によってその活用に開き…ICT化の遅れ Web上で該当しない団体を失格とする助成もある

＊「こんなことがしたい、あんなことがしたい」など、いい考えだけれども、本当にできるのかと問われる、やってなんぼの世界が市民活動の世界ともいえます。

参考：震災前と震災後の資金

震災前	・助成金の相場は100万円が多く、高くても300万円 ・人件費がなかなか認められない　・年1回の募集
震災後	・被災したNPOには多くの資金 ・被災地支援のNPOにも1,000万円クラスの助成金 ・新しい公共支援事業や起業家支援事業で大きな資金が出た ・人件費が認められた　・随時の募集
現在	・まだ震災前より助成金が高いが件数が減っている ・助成事業の内容が変化している ・予算の根拠や事業の成果目標が厳しくなっている

＊震災後、インターネットの使用の有無で寄付金の額に大変差が開きました。

＊全国の助成金の場合は、ネットで情報が公開されているかが審査の第一段階になることがあります。

＊ウェブサイトで検索できない場合、その段階で審査がストップされる厳しい世界でもあります。

（5）おわりに ～寄付や助成金は市民のため

寄付や助成金は、団体を仲介し、実際にその課題に苦しむ人々のために使われているのかが大事です。次のことをしっかり理解しましょう。

・寄付者は自分のお金がどのように使われたか知りたい

・助成金は、提供した資金がどのような形で、市民の課題解決に使われたか知りたい

・他者からの資金は、その活動のためにもたらされるもので、そこで働く人件費を補完するために出されるのではない。したがって、まずは「身の丈サイズ」で活動をすることが大事です。

・高い目標を掲げて活動を続けることは大事だが、実施するための体制づくりが重要

・無理せず、身の丈にあった活動の提案を

・他からの資金は、提案なしにはじまらない

「助成金は申請してもなかなかとれない」とはよく言われるものです。しかし、20年活動しているわたしたち「NPO法人杜の伝言板ゆるる」でも、助成金を得られた回数は少ないのです。助成金の申請書は、書いていけば書いていくほどコツがわかるものです。挑戦なしには結果は得られません。そして、やはりお金は必要であり、気持ちだけでは継続できないのです。さあ、何度でも挑戦しましょう。

講師：大久保朝江
連絡先：みやぎNPOプラザ
宮城県内のNPO活動を総合的に推進するための中核機能拠点として宮城県が設置した施設で、平成13年4月に開館しています。NPO・市民・行政・企業など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがよりよい成果をあげる活動支援をするため、さまざまな情報の受発信と場所の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組んでいます。
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
開館時間：9:30～21:30（火～土）/9:30～17:30（日・祝日）
TEL.022-256-0505　FAX.022-256-0533
MAIL：npo@miyagi-npo.gr.jp
休館日：月曜日（祝日に当たる場合も休館）、年末年始（12/29～翌年1/3）
指定管理：認定特定非営利活動法人杜の伝言板みやぎ

参加者との質疑応答

Q：障害者に向きあえるアートの先生がほしいなど、具体的な人物像があるとき、その人とはどこでどうやって出会えるのですか？

大久保：みやぎNPOプラザでは、情報誌を9,000部発行しており、インフォメーション欄では、ボランティア募集、職員募集などを掲載しています。この情報誌は、関心のある人がみるので具体的な人物がひっかかりやすいです。ぜひ、地元の情報誌も活用してください。

菊地：スキルが必要な団体の活動の事例として、例えば「電話相談を行う団体」などでは、有料講座をしながら電話相談の相談者を養成していきます。その広報としてイベント開催時に募集チラシを配布するなど、わたしたちはこういうものをしています、こういう人材が必要です、と自らの活動をひらくことは大事で、ここから必要な人材を抽出していけることがあります。

Q：施設職員のものです。芸術活動を支えるときの、スタッフの仕事の役割がわかってきました。
しかし、次に、生まれたものを発表するのに、力を貸してくれる人、モノを買ってくれる人と、どのようにつながっていけるのでしょうか。
どこにどのように情報をだしていくべきか、おしえてほしいです。

大久保：前提として、本人がいいと納得する価値、またそれを社会的に認められるようにする価値、その二つがあるということに注意してください。その上で、本当にそれが素晴らしいと思っている人が、客観的にみてもほしいと思えるようなウェブサイトをつくる。そうすることで、お金をだすに値する価値が生まれていきます。同時に商品を選ぶ、評価する中での客観性も必要です。チラシやウェブなど、媒体によって必要なデザインは異なります。そのことを理解して、お金をかけるべきところはかけましょう。

菊地：「わかってもらう」ために、相手のどんな行動や情報をひきだすか。わたしたちサポートセンターが意識していることは、無関心層、潜在的関心層、関心層、コアスタッフなど、対象のセグメントをしっかり分類することです。そして、ウェブサイトでは情報をストックし、ブログは日常のフロー情報を発信、ツイッターでは無関心層への拡散を行うなど、ツール、媒体の特性をしっかり組みあわせて発信しています。とくに無関心層に対しては、デザインのチカラをかりて情報発信を行っています。

巻末付録

SOUPの情報発信
宮城のアーティスト紹介
SOUP2015年度活動実績

●写真：「きてみてあじわうSOUP展」せんだいメディアテーク

SOUPの情報発信

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城（愛称SOUP）は、障害のある人・家族、支援者に情報を届けるための情報発信を行っています。具体的にはウェブサイトやフェイスブックページを立ちあげました。本モデル事業ではウェブサイト開設は必須項目ではありませんが、活動の発信という点では意義があると考え、取り組んでいます。そのことによって、県内外からの問い合わせが増え、障害のある人や支援者に限らず、応援者（フォロワー）などの関心層が広がりつつあります。

ウェブサイト　http://soup.ableart.org/

2014年度に開設

【トップページ】

SOUPについて、活動内容、お知らせ、お問い合わせ、宮城のアートスペース等のメニューから構成されています。研修会や参加型展示会のお知らせも随時、掲載！
宮城県内で活動する障害のあるアーティストやアートスペースの展覧会情報、ワークショップ情報などを掲載しています！
ぜひ情報をお寄せください。

【お知らせページ】

活動を知って参加していただきやすいように、研修会や参加型展示会のレポートを「報告」として随時掲載しています。

【宮城のアートスペース等ページ】

宮城県内のNPOセンターによびかけて、障害のある人が参加できるアートスペースの情報を集めました。利用のしかたや、活動ジャンルを手がかりに情報を調べることができます。

フェイスブックページ　http://www.facebook.com/soup.miyagi/

2014年度に開設

活動を知り、ファンになっていただくためにフェイスブックを開設しました。

アーティストカード・アートスペースカード・ミニパンフレット

ウェブサイトを閲覧しない方たちのために、常時、アーティストカード、アートスペースカード、ミニパンレットを紙媒体でも作成し、研修会や展示会や関連事業で紹介・配布しています。

その他の情報発信の取り組み

研修会や展示会の案内については、宮城県内の福祉事業所やNPOの中間支援組織などに配布・設置のお願いをしています。
また、NPOが発行する通信などにも情報配信をしています。さらに、記者クラブを活用し、メディアリリースを届けています。

宮城のアーティスト紹介

●写真：佐々木昭紀/「きてみてあじわうSOUP展」せんだいメディアテーク

大竹 徹祐　おおたけ・みちひろ

【グループ展】2015 年「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」招待出品（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年「グレート・ミクロ諸島を巡る旅」（るんびにい美術館 / 花巻市）、2015 年「いしのまきのアート展」（橋通り COMMON/ 石巻市）、2016 年「Get in touch "Warm Blue" MAZEKOZE Art II」（伊藤忠青山アートスクエア / 東京都）、他多数

作品「はるみ/虫歯のこどもの誕生日」（部分）、w225 x h155 mm、和紙、水彩ペン、色鉛筆
© OTAKE Michihiro

熊井 由実　くまい・ゆみ

【個展】 2005 年「由実 20 歳」（ナルサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2010 年「にこにこ展」（さをり集ぎゃらりぃ / 大阪市）
【グループ展】 2015 年「方舟祭 2015」（リアス・アーク美術館 / 気仙沼市）**【その他】**2004 年「アジア・太平洋 VSA アーツフェスティバル in 大阪 2004」（ホテル阪急エキスポパーク / 大阪府）
※アトリエYUMIN 主宰

作品「フラワーロード」（部分）、2009、w500 x h1900 mm、綿、原毛ほか
© KUMAI Yumi

工藤 生　くどう・いくる

【グループ展】2014 年「めぐる障がい者アート展」（登米市・塩釜市）、2015 年「第2回めぐる障害者アート展」（仙台市・塩釜市・石巻市・山元町）、2015 年「いしのまきのアート展」（ブティック BAKU/ 石巻市）、2015 年「きてみてあじわう SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）
※多夢多夢舎中山工房所属

作品「総武線」（部分）、2015、w720 x h600 mm、キャンバス、アクリル
© KUDO Ikuru

石川 博基　いしかわ・ひろき

【グループ展】2015 年「多夢多夢舎 3 人展　呼吸展」（ギャラリーくろすろーど / 仙台市）、2015 年「いしのまきのアート展」（石巻ニューゼ / 石巻市）、2015 年「きてみてあじわう SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）**【賞歴】**「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」入選

※多夢多夢舎中山工房所属

作品「無題」（部分）、2015年、w400 x h650 mm、新聞紙、アクリル
© ISHIKAWA Hiroki

菅野 眞二　かんの・しんじ

【グループ展】2013年「ペンギンズ展覧会」（石巻赤十字病院 / 石巻市）、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市）、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2015 年「やまのもとのアート展」（安田工務店 / 山元町）、2015年「いしのまきのアート展」（ペンギンズアートギャラリー / 石巻市）、他多数

※ペンギンズアート工房所属

作品「風景」（部分）、2015、w380 x h270 mm、画用紙、クレヨン、パステル
© KANNO Shinji

佐々木 昭紀　ささき・あきのり

【グループ展】2013 年「ペンギンズ展覧会」（石巻赤十字病院 / 石巻市）、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市）、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2015 年「いしのまきのアート展」（TreeTreeIshinomaki / 石巻市）、他多数

※ペンギンズアート工房所属

作品「いぬ」、2015、w30 x h60 mm、粘土
© SASAKI Akinori

菅原 大二郎　すがわら・だいじろう

【グループ展】2013年「ペンギンズ展覧会」（石巻赤十字病院 / 石巻市）、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市）、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2015 年「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年「いしのまきのアート展」（ペンギンズアートギャラリー / 石巻市）、他多数

※ペンギンズアート工房所属

作品「おぞうに」（部分）、2015、w380 x h270 mm、画用紙、クーピー
© SUGAWARA Daijiro

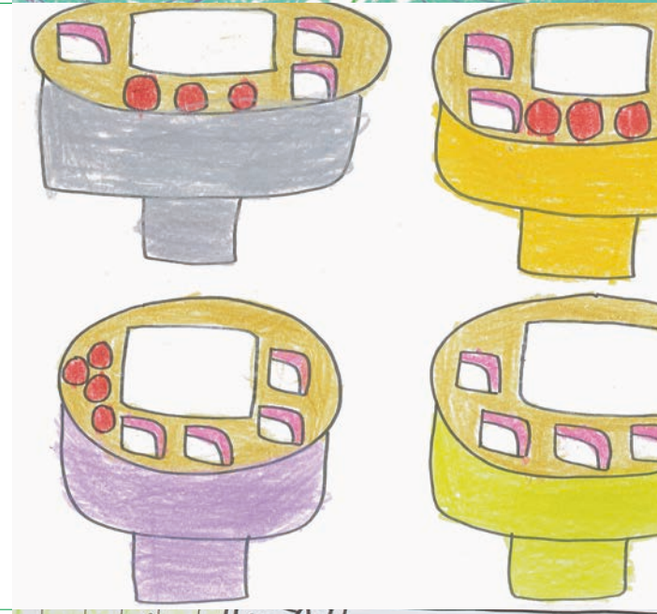

安藤 修二&ヴァン　あんどう・しゅうじ&うぁん

【グループ展】2015 年「いしのまきのアート展」（一般社団法人まきビズ / 石巻市）

※ばざーる太白社会事業センター（略称：ビートスイッチ）所属

作品「今昔物語」（部分）、2015、w364 x h257 mm、立体コピー
© ANDO Shuji&Van

佐藤 洋甫　さとう・ようすけ

【グループ展】2013年「ペンギンズ展覧会」（石巻赤十字病院 / 石巻市）、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市）、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2015 年「いしのまきのアート展」（ペンギンズアートギャラリー / 石巻市）、他多数

※ペンギンズアート工房所属

作品「ムーミンの絵を描く」（部分）、2014、w380 x h270 mm、画用紙、クーピー、水性ボールペン
© SATO Yosuke

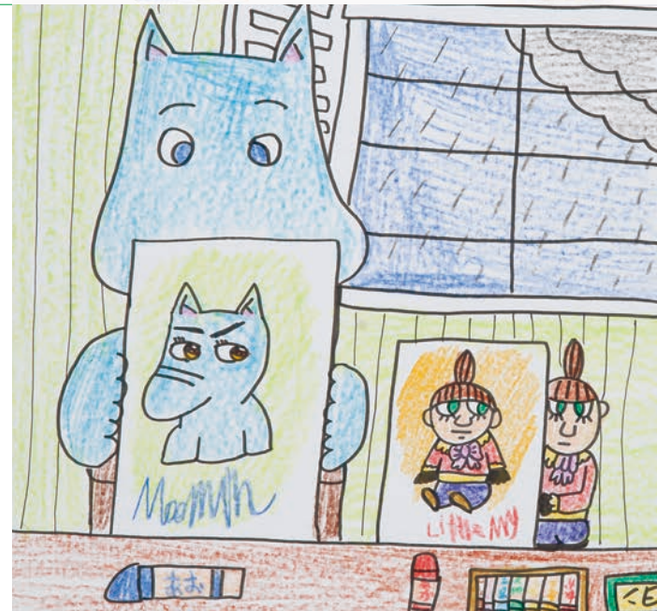

●写真：「工藤 生 展」プティックBAKU

松浦 繁　まつうら・しげる

【個展】2012 年「松浦繁展」（SARP/ 仙台市）**【グループ展】**2013 年ボーダレスアートクラブ BAC 仙台「びじゅつのびはびっくりのび」（東北電力グリーンプラザ / 仙台市）、2015 年「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年「やまものとものアート展」（ポラリス / 山元町）、他多数 **【賞歴】**2015 年「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」優秀賞、他多数

作品「太陽」（部分）、2000、w495 x h680 x d495 mm、木・着彩
© MATSUURA Shigeru

中島 敏也　なかしま・としや

【グループ展】2014 年「素展」（藁エミュージアムほか / 高知県）、2015 年「いしのまきのアート展」（いしのまきカフェ「」/ 石巻市）、2015 年「きてみてあじわう SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）**【賞歴】**「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」入選 **【その他】**2014 年・2015 年「とっておきの音楽祭」ポスターイラスト（仙台市）、2015 年「あがいんプロジェクト」パッケージイラスト（仙台市）、2015 年「ハンドアート東北プロジェクト」第一弾イラスト（宮城県）
※多夢多夢舎中山工房所属

作品「ロボット」（部分）、2013年、w310 x h410 mm、スケッチブック、ポスカ
© NAKASHIMA Toshiya

浅野 敬志　あさの・けいし

【グループ展】2013 年「ペンギンズ展覧会」(石巻赤十字病院 / 石巻市)、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会 (秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市)、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会 (ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市)、2015 年「いしのまきのアート展」(ペンギンズアートギャラリー / 石巻市)、他多数

＊ペンギンズアート工房所属

作品「僕のすきなもの」(部分)、2015、w380 x h270 mm、画用紙、クレヨン
© ASANO Keishi

木伏 大助　きぶし・だいすけ

【個展】2010年「木伏大助記憶の天然色」(るんびにい美術館/花巻市)

【グループ展】2005年「きのうよりワクワクしてきた。ブリコラージュ・アート・ナウ日常の冒険者たち」(国立民族博物館/大阪市)、2007年「アートみやぎ2007」(宮城県美術館/仙台市)、2012年「ヨーロッパ巡回展Art Brut from Japan」(ドルハウス美術館/オランダ)、2013年「ヨーロッパ巡回展Art Brut from Japan」(ウエルカム・コレクション/イギリス)、2015年「やまのもとのアート展」(旬魚酒房金八/山元町)、他多数

作品「銀座ジャングル娘」(部分)、2004、w257 x h364 mm、色鉛筆、紙
© KIBUSHI Daisuke

塗 敦子　ぬり・あつこ

【個展】2005年初個展 (五番街ギャラリー/仙台市)、2015年「Model」(A/A gallery/東京都)**【グループ展】**2013年「林原芸術祭“希望の星”2013フクロウ展」入選後、巡回展 (ケビン・モリスギャラリー/アメリカ)、2014年「Get in touch “つながる。それから?”」(六本木ヒルズumu/東京都)、2015年「はじめましてSOUP展」(せんだいメディアテーク/仙台市)、2015年「第2回めぐる障害者アート展」(仙台市・塩釜市・石巻市・山元町)、他多数

※社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会こぶし/あーとらんどくらぶ所属

作品 (部分)、2009、w148 x h100 mm、クレヨン、サインペン、紙
© NURI Atsuko

佐藤 有里恵　さとう・ゆりえ

【グループ展】2007 年 -2014 年「アートランダム」(宮城県)

※あーとらんどくらぶ所属

作品「パンツ」(部分)、2014、w382 x h544 mm、クレヨン、油性ペン、ハガキ、紙
© SATO Yurie

冨田 真文　とみた・まさふみ

【グループ展】2015 年「やまのもとのアート展」(安田工務店 / 山元町)

※工房地球村所属

作品「山」(部分)、2015、w530 x h455 mm、アクリル、キャンバス
© TOMITA Masafumi

阿部 鉄平　あべ・てっぺい

【個展】2014 年パステル&油絵展「まだ見ぬ世界」(ギャラリーくろすろーど / 仙台市)**【グループ展】**2015 年「第 52 回宮城県芸術祭絵画展」(せんだいメディアテーク / 仙台市)、2015 年「はじめましてSOUP 展」(せんだいメディアテーク / 仙台市)、2015 年「山形まちめぐり美術館」(長井市)、他多数**【賞歴】**2015 年「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」入選、他多数

作品「無題」(部分)、2001、w314 x h407 mm、ハードパステル、紙
© ABE Teppei

岩佐 潤一　いわさ・じゅんいち

【グループ展】2013年「2013アジア・パラアートTOKYO」（東京芸術劇場/東京都）、2015年「やまのもとのアート展」（安田工務店/山元町）

※工房地球村所属

作品「花」（部分）、2015、w608 x h500 mm、色鉛筆、ペン、紙
© IWASA Junichi

片寄 大介　かたよせ・だいすけ

【グループ展】2014 年「素展～ Resources」（高知市文化プラザかるぽーと / 高知市）、2014 年「めぐる障がい者アート展」（登米市・塩釜市）、2015 年「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年 「やまのもとのアート展」（ポラリス / 山元町）、2015年「多夢多夢舎3人展　呼吸展」（ギャラリーくろすろーど / 仙台市）

【賞歴】 2015 年「第1回 Art to You! 東北障がい者芸術公募展」入選

※多夢多夢舎中山工房所属

作品（部分）、2014、w530 x h455 mm、アクリル、キャンバス
© KATAYOSE Daisuke

佐藤 渉　さとう・わたる

【グループ展】2013年「ペンギンズ展覧会」（石巻赤十字病院 / 石巻市）、2014 年「ペンギンズ × つちのあかり」交流展覧会（秋田公立美術大学社会貢献センターアトリエももさだ / 秋田市）、2015 年「ペンギンズ × つちのあかり」 交流展覧会 （ナリサワカルチャーギャラリー / 石巻市）、2015 年「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年「やまのもとのアート展」（安田工務店 / 山元町）、2015 年「いしのまきのアート展」（ペンギンズアートギャラリー / 石巻市）、他多数

※ペンギンズアート工房所属

作品「ひつじ2015」（部分）、2014、w380 x h268 mm、マジックペン、紙
© SATO Wataru

川辺 拓也　かわべ・たくや

【個展】2015 年「ボクは絵を描く～川辺拓也の世界」（ギャラリーくろすろーど / 仙台市）**【グループ展】**2015 年「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年 「第2回めぐる障害者アート展」（仙台市・塩釜市・石巻市・山元町）、他多数

※ハート&アート空間 ビーアイ所属

作品「ふたりの赤毛のおにんぎょう」（部分）、2014、w210 x h297 mm、グワッシュ、紙
© KAWABE Takuya

門間 美佐子　もんま・みさこ

【グループ展】2013年「2013アジア・パラアートTOKYO」（東京芸術劇場/東京都）、2015年「やまのもとのアート展」（安田工務店/山元町）

※NPO法人ポラリス所属

作品「はなびのみ」（部分） 2014、w530 x h455 mm、アクリル、キャンバス
© MONMA Misako

清水 敬太　しみず・けいた

【グループ展】 2015 年 「はじめまして SOUP 展」（せんだいメディアテーク / 仙台市）、2015 年「第2回めぐる障害者アート展」（仙台市・塩釜市・石巻市・山元町）**【その他】** 2013 年ハンカチ専門店 「H Tokyo」と靴下専門店「Tabio」の商品にイラスト採用（全国）、他イラストレーション採用例多数

※まちの工房まどか所属/エイブルアート・カンパニー登録作家

作品「ベーコンバーガー」（部分）、2012、w380 x h270 mm、テンペラ絵の具、ペン、鉛筆、紙
© SHIMIZU Keita

SOUP2015年度活動実績

協 2015（平成27）年度 第1回協力委員会

2015年7月10日/フォレストスクエア ワークショップスペースBEGIN/参加者11人

平成26年度「障害者の芸術活動支援モデル事業」の振り返り、平成27年度「障害者の芸術活動支援モデル事業」の事業計画について、意見交換を行った。

育 育 活動訪問ツアー＆障害のある人と表現活動を考える語り場（県北）

2015年8月8日/NPO石巻広域クリエイティブアートの会 ペンギンズアート工房、レストランいち（社会福祉法人石巻祥心会）/参加者17人/講師：齋正弘、古山周太郎、三浦晴子

石巻市内で活動する「NPO石巻広域クリエイティブアートの会　ペンギンズアート工房」を訪問し、その活動のポイントを軸に「障害のある人の表現の可能性をひきだし、どう発信するか」をテーマにコメンテーターを交えて語りあった。

相 第1回相談支援研究会 相談支援とは何か～市民活動サポートセンターの相談業務に学ぶ～

2015年8月24日/仙台市市民活動サポートセンター/参加者4人/講師：太田貴　※非公開

仙台市市民活動サポートセンターにおける相談業務の位置づけと体制、相談対応の業務フロー（受付から継続・完了まで）、相談業務で大切にしていること、他機関との連携や役割分担、情報交換の機会づくりなどについて具体的な業務をSOUP事務局スタッフが学んだ。

育 育 参加型展示会に向けた実践型研修会（石巻圏域） まぜる塾①「まちにアートをまぜる」

2015年9月7日/一般社団法人まきビズ/参加者15人/講師：齋正弘、松﨑なつひ、アイハラケンジ、三浦晴子

「まちにアートをまぜる」をテーマに、美術的にモノをまちの中に置き、その見方を体感する研修会を行った。

育 育 参加型展示会に向けた実践型研修会（石巻圏域） まぜる塾②「さて、どうまぜる？！」

2015年10月5日/一般社団法人まきビズ/参加者12人/講師：アイハラケンジ、三浦晴子

実際に作品をどのようにみせるか。会場となるさまざまなスペースを想定して、具体的な提案をもとに展示の方法を決めていった。

育 育 参加型展示会に向けた実践型研修会（石巻圏域） まぜる塾③「展示し発表する」

2015年10～11月/石巻市内商店街等19会場

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」

2015年10月23日～11月23日/石巻市内商店街等19会場/約5,000人来場

まぜる塾の参加者と講師が、19作家、143作品の展示を行った。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画① オープニングセレモニー いしのまきのアート展 コラボレーションライブ ～書道×パフォーマンス×HOYAPAI～

2015年10月24日/社福協ビル1階ホール/参加者32人
出演：阿部晃大、高橋連、中木屋摩耶、北野絵里、牛腸郁美、渡辺直貴、渡辺昌貴/演出：千葉瑠依子/舞台美術：太田和美

多夢多夢舎のパフォーマー、絵里さん、郁美さん、直貴さん、昌貴さんとペンギンズアート工房の晃大さん、連さんの書道のコラボレーションライブ。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画② SOUP交流会

2015年10月24日/橋通りCOMMON・トレーラーハウス/参加者35人

宮城県内の作家や関係者との交流を目的に開催された。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画③ ワークショップ　美術たんけん@いしのまき

2015年10月25日/集合場所：住吉神社前/参加者9人/講師：齋正弘

障害のある人の芸術文化活動の支援には表現の多様性をみる眼が必要であるという前提にたち、「みる眼を育てる」ワークショップを実施した。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画④ まきぐるみkappo　人との出会い 街との触れ合い 交ざりながら まちあるき

2015年10月31日/ワークショップ会場：まきビズ、まち歩き&インタビュー：アイトピア通り界隈/参加者43人
協力：一般社団法人まきビズ、東北工業大学 古山研究室、石巻市民のみなさま

住民、学生、障害のある人、町外から来た人が“まざりながら”まちを歩く、まちあるきのワークショップ。まちの人とおしゃべりしたり、まちの魅力やよいところ、まちがこうなったらいいなと思うところを再発見した。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画⑤ 視覚障がい者旅行　電車でGO!まち歩きアート鑑賞ツアー

2015年11月1日/仙台駅集合～石巻駅～「いしのまきのアート展」会場/参加者19人
協力：認定特定非営利活動法人ばざーる太白社会事業センター（略称：ビートスイッチ）

視覚に障害のある人がアートに触れることで、個人の可能性を広げることにつながり、さらに社会への参加を促すきっかけともなると考えた。ビートスイッチは、仙石線開通を祝して電車に乗って石巻を訪れ、アート展鑑賞ツアーを行った。

相 第2回相談支援研究会 障害者芸術支援センター@宮城の相談ケーススタディ検証①

2015年11月6日/仙台市市民活動サポートセンター/参加者11人　※非公開

実際の相談内容とその対応状況について事例を紹介し検証した。関係機関の顔合わせ、支援対象者からの声、支援機関の取り組みについて共有した。

●…モデル事業の要綱で必須とされているプログラム　■…SOUPのオリジナルプログラム

協…協力委員会　相…相談支援事業　相…相談支援研究会　著…人材育成のための研修（ア）著作権等の権利保護に関する研修　育 育…人材育成のための研修（イ）障害者への美術活動の支援方法に関する研修（i）関心層を掘りおこしていくためのワークショップ型研修（ii）参加型展示会に向けた実践研修（iii）活動実績のある人たちのステップアップ研修
展…参加型展示会の開催・関係者のネットワーク　展…参加型展示会のイベント

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画⑥ ワークショップ　ファブリックアートパネル「いしのまきの物語」をつくろう!

2015年11月7日、11月8日/石巻市子どもセンター らいつ/7日参加者24人、8日参加者20人
共催:石巻市子どもセンター らいつ「アートラボ」/講師:ボブホーホー(ウエダトモミ+ホシノマサハル)

自由な表現を作品として成立させることを目的に協働制作に取り組み、「いしのまきの物語」を制作した。完成したパネルは、11月22日石巻専修大学で開催された「子どもの権利条約フォーラム2015in石巻」(主催:同実行委員会)の会場と参加型展示会(仙台市)で展示した。

展 参加型展示会「いしのまきのアート展」関連企画⑦ てつがくカフェ　テーマ「まざる～障害者の芸術文化活動 vol.3～」

2015年11月22日/いしのまきカフェ「　」/参加者14人
協力:てつがくカフェ@せんだい/講師:西村高宏、近田真美子

市民と福祉、アートが展示会を通して「まざる」ことで何を生みだすのだろうか、また生みだせるのだろうか。障害のある人の表現活動に関わる福祉施設やアトリエ、アーティスト、家族など、関係するみなさんとの対話を通して、この問いを深めた。

展 参加型展示会「きてみてあじわうSOUP展」(仙台市)

2015年12月13日～15日/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/約2,500人来場

宮城県内の12作家、44作品の展示とともに平成26年度、27年度の活動の記録を展示した。

展 参加型展示会「きてみてあじわうSOUP展」関連企画① 石巻の「まぜる塾」実践報告会

2015年12月13日/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/参加者49人
講師:まぜる塾参加者、齋正弘、アイハラケンジ

石巻市を舞台に開催した「いしのまきのアート展」(2015年10月23日～11月23日)はどのようなプロセスで実施されたのか。障害のある作家、支援者、関連企画の実施団体が一堂に会し報告、交流した。

展 参加型展示会「きてみてあじわうSOUP展」関連企画② てつがくカフェ　テーマ「めぐる(循環) ～障害者の芸術文化活動 vol.4～」

2015年12月15日/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/参加者12人
講師:西村高宏、近田真美子/協力:てつがくカフェ@せんだい

仙台市から山元町、石巻市、再び仙台市と「めぐった」アート展。このことでみえたこと、気づいたことは何か。活動の中心を担った関係者たちがこの問いを深めた。

著 障害のある人の表現活動と著作権　第1回アートと著作権[基本編]

2016年2月10日/みやぎNPOプラザ第2会議室/参加者25人/講師:辻 哲哉

表現活動とともに生まれる権利=「著作権」。障害のあるなしに関わらず、すべての人に共通した権利である著作権を自分のこととして考える内容とした。

育 育 活動訪問ツアー＆障害のある人と表現活動を考える語り場(県南)

2016年2月23日/宮城県立支援学校岩沼高等学園、シェアカフェ・レストランえんがわカフェ(宮城県岩沼市)/見学者4人※非公開、語る場参加者7人
案内役:富川洋子、加藤由希、宮本康志

宮城県立支援学校岩沼高等学園を訪問し、美術の授業と校舎を見学。語り場は、岩沼市内のえんがわカフェにて「障害のある人の表現の可能性をひきだすには」をテーマに行った。

相 第3回相談支援研究会 障害者芸術支援センター@宮城の相談ケーススタディ検証②

2016年2月24日/みやぎNPOプラザ第2会議室/参加者5人

実際の相談内容とその対応状況について事例を紹介し検証した。文化と教育分野の関係者との連携がまだ整っていないことを課題として確認した。

著 障害のある人の表現活動と著作権　第2回アートと著作権[応用編]

2016年2月25日/みやぎNPOプラザ第1会議室/参加者25人/講師:辻 哲哉

宮城県にも著作権の利用許諾や商品化の事例などさまざまな活動が生まれはじめていたため、事例をもとに権利の考え方、生かし方をディスカッション形式で学んでいく内容とした。

協 2015(平成27)年度第2回協力委員会

2016年3月2日/仙台市市民活動サポートセンター研修室1/参加者9人

平成27年度「障害者の芸術活動支援モデル事業」の報告、検証を行い、今後の活動に向けた意見交換を実施した。

育 育 障害のある人の芸術文化支援・ステップアップ編

2016年3月3日/みやぎNPOプラザ第1会議室/参加者25人/講師:大久保朝江、菊地竜生、柴崎由美子

芸術文化活動を豊かに推進するために、芸術文化セクター、市民活動セクター、企業などの支援や資源を上手に活用するためのステップアップ講座を実施した。

育 育 ワークショップ　自由な表現を引き出す(県南→県中)

2016年3月13日/宮城県障害者福祉センター図書室/参加者13人

宮城県障害者福祉センター主催「ダンスであそぼう!」小学生向けプログラムの広報協力と当日の見学を行った。

●…モデル事業の要綱で必須とされているプログラム　■…SOUPのオリジナルプログラム

協…協力委員会　相…相談支援事業　相…相談支援研究会　著…人材育成のための研修 (ア)著作権等の権利保護に関する研修　育 育…人材育成のための研修 (イ)障害者への美術活動の支援方法に関する研修 (i)関心層を掘りおこしていくためのワークショップ型研修 (ii)参加型展示会に向けた実践研修 (iii)活動実績のある人たちのステップアップ研修
展…参加型展示会の開催・関係者のネットワーク　展…参加型展示会のイベント

●写真：「大竹徹祐 展」橋通りCOMMON/Gallery suisEi

協力委員、講師/ファシリテーター、東北・東京事務局スタッフ一覧

障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城では、事業の立案・運営・広報と事業の評価をともに実施する協力委員会を設置しました。ワークショップや研修会では、協力委員のほか、多くの専門家にご協力をいただきました。（所属・職名は2016年3月31日現在）

協力委員

敬称略・50音順

伊藤清市（とっておきの音楽祭実行委員会SENDAI実行委員長）
甲斐賢治（せんだいメディアテーク企画・ 活動支援室室長）
風見正三（宮城大学事業構想学部教授）
菊地竜生（仙台市市民活動サポートセンターセンター長）
古山周太郎（東北工業大学ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科准教授）
齋 正弘（宮城県美術館 教育普及部学芸員）
里見まり子（宮城教育大学教育学部教授）
柴崎由美子（NPO法人エイブル・アート・ジャパン代表理事）
関口怜子（公益財団法人宮城県文化振興財団理事）
橋本治子（弁護士）
日野和典（宮城県環境生活部消費生活・文化課課長）
松田道雄（東北芸術工科大学美術科総合美術コース教授）
八巻寿文（せんだい演劇工房10-BOX工房長）
山下浩之（宮城県保健福祉部障害福祉課課長）

講師/ファシリテーター

敬称略・50音順

アイハラケンジ　宮城県仙台市

アートディレクター/東北芸術工科大学准教授
株式会社アイケン代表/halken LLP共同主宰

東京都生まれ、仙台市育ち。東北芸術工科大学卒業、同大学院修了。専門は、クリエイティブディレクション・アートディレクション。AMDアワード ベストディレクター賞、ACM's Special Interest Group on Computer-Human選出など。2012年よりアートブックの企画・出版、展覧会のキュレーションを行うhalken LLPを共同主宰。

大久保朝江　宮城県仙台市

認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる代表理事

1999年より杜の伝言板ゆるる編集部の代表、2003年にNPO法人化し代表理事に就任。1998年～2001年に3度、米国デラウェア大学のNPOマネジメント研修に参加。これまで仙台市市民活動支援策検討委員会や宮城県NPO活動促進委員会の委員を務めたほか、2013年4月より内閣府共助社会づくり懇談会委員を委嘱されている。みやぎのNPOの組織力強化と社会的認知の促進に向け、自治体のNPOに関する講座や講演等の講師を多数務めている。

太田 貴　宮城県仙台市

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター
仙台市市民活動サポートセンター副センター長

2004年よりボランティアとして市民活動に関わり始め、エイズ電話相談の相談員、事務局運営などに携わる。2007年に特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの職員となり2011年8月より現職。仙台市市民活動サポートセンターにて、NPOからの各種相談等に対応している他、職員の相談対応力アップのための研修を担当。

菊地竜生　宮城県仙台市

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター
仙台市市民活動サポートセンターセンター長

さまざまな分野の市民活動やNPOなど、市民の非営利で公益的な活動を行う方や、これから活動を始めたい方の支援に携わる。また自身の活動として、障害のある人もない人も一緒に音楽を楽しむ「とっておきの音楽祭」に、実行委員として参加している。

古山周太郎　宮城県仙台市/岩手県住田町

東北工業大学ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科
准教授/一般社団法人邑サポート理事

東京工業大学大学院情報理工学研究科博士課程卒業。専攻はコミュニティデザイン。障がいをもつ方の住まいの調査や、中山間地域の持続的居住のありかたの調査研究に関わる。東日本大震災後には、大学時代の友人や後輩4名と社団法人を設立、住田町で仮設住宅のコミュニティ支援や地域づくり活動を実践している。

近田真美子　宮城県仙台市

東北福祉大学講師

日本赤十字広島看護大学、北海道医療大学大学院博士前期課程修了。精神科をはじめ外科病棟やICU病棟で看護師として働く。現在は東北福祉大学にて精神看護学を教授。臨床哲学の面白さにハマり、てつがくカフェ@せんだいのスタッフとして主にファシリテーション・グラフィックを担当。看護師を対象としたてつがくカフェ「東日本大震災を〈考える〉ナースの会」主催。

齋 正弘　宮城県仙台市

宮城県美術館教育普及部

1951年宮城県生まれ。1979年より宮城県美術館の建設と運営に教育担当学芸員として関わる。2007年宮城県美術館教育普及部長。2011年3月に定年退職したあと、同年4月から宮城県美術館教育普及部に再雇用。美術館勤務中は公立美術館の美術館教育と美術教育の研究と実践に携わり、主に、年少/年長者や障害を持つ人達との美術を通した教育的な活動について経験が深い。

辻 哲哉　東京都

弁護士/Field-R 法律事務所
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン理事

『人権の視点から考える「障害者アートと著作権」』（障害者芸術著作権等整備委員会編・2000年）の編集に参加。障害のある人のアートを仕事につなげるエイブルアート・カンパニーの著作権に関する実務をアドバイスしている。

西村高宏　福井県福井市

「てつがくカフェ@せんだい」主宰/福井大学医学部准教授

専門は臨床哲学。〈対話〉という営みをとおして哲学的な知の社会的接続の可能性を問い直すことが現在の主な研究テーマ。哲学以外の研究者や様々な職業従事者と連携し、医療や教育、科学技術、政治、アートなどのうちに潜む哲学的な諸問題を読み解く活動を行っている。

ボブホーホー（ウエダトモミ+ホシノマサハル）　静岡県浜松市

アーティストユニット

2015年より活動開始。主に技法としてシルクスクリーンを用い、ワークショップ形式でひととひとをつないでいく。共同制作としての現場の可能性を探っている。

松﨑なつひ　宮城県仙台市

宮城県美術館学芸員

2013年より宮城県美術館にて教育普及を担当。

三浦晴子　山形県山形市

フォトグラファー/キュレーター/halken LLP共同主宰

秋田市生まれ。東北芸術工科大学卒業、同大学院修了。フォトグラファーとして活動する傍ら、halken LLP共同主宰。主なキュレーションとして、「スガノサカエ図画展Hello Everybody!」（2010年・十和田市現代美術館）、山形ビエンナーレ2014「スガノサカエ図画展 山をなぞる」（2014年・やまがた藝術学舎）。

東北・東京事務局スタッフ

武田和恵　宮城県
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン/
エイブルアート・カンパニー東北事務局スタッフ

山形県山形市生まれ。東北芸術工科大学デザイン工学部卒業。学生の頃、障害のある人のアートに触れ、「障害のある人に関わりたい!」という一心で山形市の福祉施設で働き始める。10年務めた後、ケアとアートに関わりたいと発起し、2012年4月から一般財団法人たんぽぽの家のスタッフとなり、東日本大震災の復興支援プロジェクトの東北現地事務局として、被災地の障害のある人の仕事の復興支援に携わる。

佐々木えりな　宮城県
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン/
エイブルアート・カンパニー東北事務局プロジェクトスタッフ

宮城県仙台市生まれ。福祉と仕事の新しい関係を紹介する【Good Job! Document】(一般財団法人たんぽぽの家発行)に感銘を受け、2014年夏に特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン東北事務局を訪問。その後、福祉施設の商品開発事業、研修事業、販売会をサポート。2014年度からは、本モデル事業に従事。障害のある人の個性や潜在能力、また個性を発揮する環境づくりに関心がある。

青木ユカリ　宮城県
コミュニティワークス代表/特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン 東北事務局プロジェクトスタッフ

宮城県仙台市生まれ。地元企業へ就職後、1996年に市民活動支援システム研究会の調査に関わったことをきっかけに、1998年から10年間中間支援組織のスタッフとして従事。2008年岩手・宮城内陸地震の際には、被災地の情報収集・支援活動に携わり、記録誌『山が動いた』の編集等に協力。東日本大震災後は、被災地で復興支援に関わるプロジェクトに参画。市民活動団体・NPO支援、まちづくり支援を主に活動中。

中谷由美子　東京都
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン/
エイブルアート・カンパニー東京事務局スタッフ

1988年奈良県生まれ。京都精華大学卒業後、京都市内の施設で作られた商品を扱う「はあと・フレンズ・ストア」にアルバイトスタッフとして勤務。2013年より「たんぽぽの家アートセンターHANA」(奈良)に就職し、現在は特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン/エイブルアート・カンパニー東京事務局で、障害のある人の表現と社会をつなぐ仕事に携わる。

疋田祥世　東京都
ライター/特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン東京事務局スタッフ

埼玉県和光市出身。2012年聖心女子大学文学部を卒業後、広告制作会社に勤務。ライターとしてウェブマガジンやパンフレットの制作に携わる。独立後、ていねいな暮らしや持続可能な社会づくりにまつわるライティングを続けながら、特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン東京事務局に勤務。主に広報業務に携わる。

柴崎由美子　東京都／宮城県
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン代表理事/
エイブルアート・カンパニー東京事務局

宮城県仙台市生まれ。1997年より奈良・たんぽぽの家で障害のある人たちの表現活動に関わる。「たんぽぽの家アートセンターHANA」(奈良)のディレクター(2004年4月〜09年3月)を経て、障害のある人のアートを社会に発信し仕事につなげる「エイブルアート・カンパニー」事務局(2007年〜)、特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン事務局(2012年〜)。障害のある人とともに、社会に対して新しい価値を提案するプログラムを探求し実践していくことをライフワークとしている。エイブルアート東日本!のネットワーク構築をめざし奔走中。

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパンについて

1995年から「エイブル・アート・ムーブメント(可能性の芸術運動)」を提唱し、アートの可能性や人間の可能性を再発見する活動をすすめています。企業・行政・市民と協働しながら作品や表現のアウトプット、環境を支えるための人材育成、障害のある人たちとともに鑑賞・対話・創作・国際交流・災害復興支援活動などを行い、障害者アートの社会的意義を問う事業を実施しています。

エイブル・アート・ジャパンの主な事業

A/A gallery
障害のある人の表現と社会をつなぐアートスペース。また障害のある作家の作品を専門に紹介・販売しています。

エイブルアート・カンパニー
障害のある人のアート(絵画・イラスト・書など)を、広告や商品のデザインに使用することを仲介し仕事につなげています。登録作家数94人、登録作品総数9,051点(2016年3月31日現在)、事務局は関西・東京・福岡・東北のNPOが共同で運営しています。

エイブルアート・スタジオ
障害の種別や有無、年齢、国籍をこえた自由な絵画のアトリエ「アトリエ・ポレポレ」、一人ひとりのニーズに合わせた「エイブルアート芸術大学」を運営しています。

企画制作事業
障害のある作家の展覧会支援と画材支援を行う「エイブル・アート・アワード」(1998〜)、Good Job!東北プロジェクト(2011〜)、「福祉をかえる『アート化』セミナー」宮城(2012〜)ほか、今、社会に必要なことを企画運営しています。

まぜると世界が変わる
障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城
2015-2016

発行日:2016年3月31日

企画・編集・発行
特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン

東北事務局
〒983-0851
仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地
みやぎNPOプラザNO.16
TEL. 070-5328-4208
MAIL:soup@ableart.org
URL:http://soup.ableart.org/
Facebook:http://www.facebook.com/soup.miyagi

東京事務局
〒101-0021
東京都千代田区外神田6-11-14
アーツ千代田3331 #208
TEL. 03-5812-4622　FAX. 03-5812-4630
MAIL:office@ableart.org
URL:http://ableart.org/
Facebook:http://www.facebook.com/ableartjapan

編集
高橋創一

写真
三浦晴子(halken LLP)

イラストレーション
中島敏也

アートディレクション・デザイン
アイハラケンジ(halken LLP)

デザインアシスタント
門馬太一郎

助成
平成27年度障害者の芸術活動支援モデル事業
(厚生労働省補助事業)

© 2016 ABLE ART JAPAN. All Right Reserved.

まぜると世界が変わる

SOUP

Sign × Open × Upset × Planet